

# 令和7年3月森町議会定例会会議録

1 招集日時 令和7年3月24日（月） 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和7年3月24日（月） 午前9時30分

4 応招議員

1番議員 増田恭子	2番議員 清水健一
3番議員 佐藤明孝	4番議員 平川勇
5番議員 川岸和花子	6番議員 岡戸章夫
7番議員 加藤久幸	8番議員 中根信一郎
9番議員 吉筋恵治	10番議員 中根幸男
11番議員 西田彰	12番議員 亀澤進

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長 太田康雄	副町長 村松弘
教育長 野口和英	総務課長 平田章浩
防災監 小澤幸廣	政策企画課長 森下友幸
財政課長 鈴木俊久	税務課長 長野了

住民生活課長	鈴木知寿	福祉課長	小澤貴代美
健康こども課長	朝比奈礼子	産業課長	栗田俊助
建設課長	岡本教夫	定住推進課長	鈴木孝佳
上下水道課長	小坂一郎	会計課長	古川敏勝
学校教育課長	塩澤由記弥	社会教育課長	三澤由紀子
病院事務局長	朝比奈直之		

#### 9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 岩井秀司 議会書記 森下幹子

#### 10 会議に付した事件

##### 一般質問

##### <議事の経過>

議長	(吉筋恵治君)出席議員が定足数に達しておりますので、 これから本日の会議を開きます。 それでは日程に入ります。 日程第1、一般質問を行います。 通告の順番に発言を許します。 1番、増田恭子君。 質問は一問一答方式です。 登壇願います。
1番議員	(増田恭子君)1番、増田恭子です。 通告に従いまして、一問一答方式で質問をさせていただきます。 森町景観計画の進捗状況について。森町では、令和4年9月に 森町景観計画が策定され、併せて森町景観条例を制定し、令和5 年4月1日から施行されて2年が経過しようとしています。町民

に対しては、広報もりまち令和4年10月号、森町議会だより令和4年11月号に掲載し、広く周知をされています。森町景観計画は、森町総合計画で掲げられたまちの将来像「住む人も訪れる人も『心和らぐ森町』」の実現の根幹をなす計画と考えます。そこで、以下の点について伺います。

- 1、景観形成重点地区の設定の進捗状況は。
- 2、景観重要建造物、景観重要樹木の指定件数は。
- 3、大規模な建築や工作物の設置、開発行為を行う際には届出が必要となったが、届出や事前相談はあったのか、以上になります。

議長　（吉筋惠治君）町長、太田康雄君。  
町長　（太田康雄君）増田議員の「森町景観計画の進捗状況について」の御質問にお答えいたします。

まずは、「森町景観計画」策定の背景と目的について申し上げます。平成16年6月に景観に関する総合的な法律として「景観法」が制定され、それぞれの自治体が自然や歴史と文化を基盤とした個性豊かなまちを適切に保全し、継承していくことが求められており、森町におきましても、総合計画では、「住む人も訪れる人も心和らぐ森町」を将来像として掲げ、また、都市計画マスタープランや立地適正化計画では、「豊かな暮らしの維持」を目標として掲げ、取り組んでおります。また、「遠州の小京都まちづくり」基本構想、基本計画に基づき推進していく上でも、史跡・旧跡及び自然景観等の保全・活用により良好な景観形成を図り、景観施策を計画的に進めるため、令和4年9月に「森町景観計画」を策定いたしました。

1点目の「景観形成重点地区の設定の進捗状況」についての御質問でございますが、「景観形成重点地区」とは、特色ある景観を有する地域や景観を保全・創出する地域、アクションを起こすことによって、町の活性化につながる地域などを良好な景観形成に向けて重点的・計画的に推進する必要のある地域を「景観形成重

点地区」としております。お尋ねの進捗状況につきましては、現時点において具体的に景観形成重点地区として指定した地区はございません。指定にあたりましては、住民・行政が協働で準備会等を立ち上げ、勉強会やワークショップなどにより、景観形成の方針や基準、取組などのアクションプランの検討や景観に対する価値観について、地域が共通認識を持つための合意形成を図っていくこととなります。町といたしましては、活動支援として、景観形成方針やまちづくりルール案の提案、静岡県景観形成推進アドバイザーの派遣等について支援していくことが考えられます。準備会において、合意形成が図られたことを受け、まちづくり協議会等が組織された段階で、「景観形成重点地区」の指定をすることとなります。町では「遠州の小京都リノベーション推進計画」に沿って事業を推進しており、「城下地区歴史的資源活用まちづくり事業」や森町まちなか賑わい創出推進コンソーシアムにて計画検討しております「旧児童館跡地及び周辺地域整備基本計画策定業務」を進めていくうえで、「景観形成重点地区」の指定についても併せて検討してまいります。

2点目の「景観重要建造物・景観重要樹木の指定件数」につきましても、現時点で指定したものはございません。景観重要建造物とは、地域の自然や歴史文化などから見て、建造物の外観がこれらの特徴を表しており、地域を象徴する建造物、優れたデザインを有し、地域のシンボル的存在で、良好な景観形成に寄与する建造物、ランドマークとなっており、地域の景観形成において、重要な要素となる建造物、街角に位置するなど、地域の景観形成に取り組むうえで、重要な位置にある建造物などが候補として考えられます。また、景観重要樹木につきましては、地域の歴史、文化を象徴する貴重な樹木、樹高や樹形が地域のシンボル的存在であり、良好な景観形成に寄与する樹木などが候補の基準となります。令和5年4月から森町景観条例が施行されておりますが、「景観形成重点地区」、「景観重要建造物、景観重要樹木」の指定に伴

い、行為の制限をどのように設定するのかは大変重要な課題であります。例えば、景観形成重点地区内におきまして、住宅の新築や改築を行う場合に、配置や高さ、色彩、素材などについての規制を条例や規則で定めることで、統一した調和のとれた景観形成が図られる一方で、それが地区内住民のデメリットとなる場合も考えられますので、指定にあたっては、慎重かつ丁寧に進めていく必要があります。景観条例に伴う指定は、地域活性化や各種事業計画に対して相乗効果を生み出すことが期待でき、また、地域の景観特性を活用した取組は、人口減少、空き地、空き家の増加等の課題解決につながる対策として、有効な手段の一つであると考えております。

3点目の「大規模な建築や工作物の設置、開発行為を行う際には届出が必要となったが、届出や事前相談はあったか。」につきまして、令和5年度は杏林堂薬局の開発行為に伴うものが2件、太陽光発電事業に伴うものが3件、携帯電話通信基地局のアンテナ設置等に伴うものが4件で合計9件でありました。令和6年度につきましては、浜名ロジスティックカンパニーの物流倉庫建築に伴うものが1件、中川町営住宅の外壁塗装工事に伴うものが1件の計2件となっております。いずれにいたしましても、景観計画が地域の活性化に寄与し、「遠州の小京都リノベーション推進計画」にもマッチし、各種事業に対しまして、有益な計画となるよう住民・行政が協働し、景観に対する意識の向上、さらにはシビックプライドの醸成にもつながる計画としてブラッシュアップしていく必要があると考えております。以上、申し上げまして答弁といたします。

議長

1番議員

(吉筋恵治君) 1番、増田恭子君。

(増田恭子君) 私も景観計画をもう一度読ませていただいた中で、森町景観計画は景観法第8条の規定によって定めるもので、都市計画マスタープラン等の上位計画に位置づけられた将来像を景観の視点から実現することを目指すものですということ

でした。本計画の目標年次は 2040 年ということになっています、令和 22 年です。この計画には先ほど町長の答弁にもありましたように、県の計画だったり、町の計画だったり、今現在進めているいろいろな計画を含めて、いろいろ考えながらの計画になっていくのだろうと考えています。それこそ先ほど町長答弁いただきましたが、遠州の小京都リノベーション推進計画、また城下地区歴史的資源活用まちづくり計画、文化財保存活用地域計画も含まれていくのかと思いますけれども、この景観計画は建設課、リノベーション推進計画は産業課、文化財保存活用地域計画、歴史的資源活用まちづくり事業は社会教育課ということで、それぞれの計画自体は、担当課が分かれておりますが、この辺りの整合性をどのように図っていくのかを伺います。

議 長  
（吉筋 恵治 君）建設課長。

建設課長  
（岡本 教夫 君）建設課長です。

増田議員の御質問にお答えいたします。

遠州の小京都リノベーション推進計画については政策企画課、文化財保存活用地域計画につきましては社会教育課、空き家等対策計画につきましては定住推進課と分かれておったところでございますが、本年度から政策企画課ということで、部署を横断的に取りまとめていく課ができたということでございますので、各種計画につきまして、それぞれの担当課長、担当係が一堂に会したりした協議をしたりということで、お互いの課がそれぞれの計画をお互い共有したうえで、お互いの計画が双赢になるような関係を持ったうえで計画を立てていきながら実施していくということで、今年度そういう機構改革をしたということで、それがこの景観計画の実行していく中でも、上手く計画が進捗していくようにつながるのかなと考えておるところです。以上です。

議 長  
（吉筋 恵治 君）町長、太田康雄君。

町 長  
（太田 康雄 君）ただいま建設課長から答弁をいたしましたが、私から少し補足をさせていただきます。

遠州の小京都リノベーション推進計画につきましては、所管は政策企画課となります。そして政策企画課が中心となって全庁横断的な事業として取り組んでいるところです。このリノベーション推進計画を進める上では、全課長が集まる会議を行いまして、その中でそれぞれの事業について、関係する計画、法令、条例等々関係する課がその点について確認をしながら進めておりますので、リノベーション推進計画について申し上げれば、そこに景観計画に触れる部分があるとすれば、それは建設課から建設課の立場で意見、あるいは助言をするということで整合性を図っているところであります。

議 長

1番議員

( 吉筋 惠治 君 ) 1番、増田恭子君。

( 増田 恭子 君 ) 政策企画課が取りまとめになって、各課の事業のことを課長たちの会議の中でそれぞれの担当しているところの事業のことを共有していくということと理解をさせていただきました。今スライドに映っているものが、広報もりまちで町民に周知をした、景観計画を策定しましたというもののなすけれども、こちら町の支援というところになると思いますが、「計画の周知・意識の啓発に取り組む」とありますけれども、これは町民に対してのことだと思うのですが、具体的にはどのようなことをしていくつもりなのか、そのあたりの考えがありましたら教えてください。

議 長

建設課長

( 吉筋 惠治 君 ) 建設課長。

( 岡本 教夫 君 ) 建設課長です。

どのような取組を考えているかという御質問でございました。これにつきましては、景観形成重点地区の候補地ということを我々もちょっと考えておりまして、そういった地区に対しまして、先ほど町長の答弁にもございましたが、勉強会というようなものを、特に城下地区で言えば、まちづくりビーグルということでそういうものが立ち上がったところで、そういう組織を活用して、勉強会の中で勉強したり、ワークショップを開催させていただい

たりして、意識の啓発とそれから情報の共有ということをしていったり、また町が予算取りをしてその先進地の事例を視察に行ったり、勉強したりということだったり、これも先ほど答弁の中にもございましたが、アドバイザーの派遣というようなそういうしたものも用いて勉強をしていくというようなことで考えておるところでございます。以上です。

議 長

( 吉筋 恵治 君 ) 1番、増田恭子君。

1番議員

( 増田 恭子 君 ) こちらの下段ですけれども、計画の推進ということで、これも広報に載っていたものですけれども、「町民・事業者・行政などが協働で取り組むことが重要」ということで、周知をされています。先ほどの町長の答弁の中にもそのような答弁があったと思いますが、この重点地区の検討をする場合、町民や事業者の発意で方向性や実施内容を提案し、と書かれているのですが、今の課長のお話の中でいくと、大体の候補地を町で選定をしてあって、そこに対してもいろいろな形でアドバイザーの派遣だったりとか、勉強会だったりとかそういうことをされて、その後、町民の提案だったりとか、あと「うちはその重点地区に指定をしてほしい。」とかそういう意見を募ってというか、そういう意見になって、それでそこから始めて指定をするというようなところで計画を進めていくのかどうかをもう一度改めて教えてください。

議 長

( 吉筋 恵治 君 ) 建設課長。

建設課長

( 岡本 教夫 君 ) 建設課長です。

どういう形で進めていくかという御質問でございますが、候補地は確かに私どもで候補としては考えておるところでございます。ただ、住民発意とは申しましても、なかなか出てくる地区ばかりではないと思うものですから、お互いに意見を聞きながらというのが重要なことは考えますので、その辺につきましては、その地区のまず町内会の役員等に聞き取りをした中で、こういう計画があるのですが、今後どのような形で進めていくのが一番いい

のか、地区としてはどのように考えているのかといったところをヒアリングしながら、その意見を聞いたうえでということともう一つには、景観審議会というものを去年から立ち上げてございますので、当然指定に当たりましては、その審議会で審議をしていただいて、意見聴取した中で、最終的に指定という流れになっていくかなと思うものですから、まず一番重要なのはその地区の意見、考え方、この辺りを聞き取りするというのが一番重要だと思っております。以上です。

議長

1番議員

(吉筋恵治君) 1番、増田恭子君。

(増田恭子君) それこそ、この景観計画の中で案として取り上げているのが、森町全体を8地区に分けて案として書かれていると思います。やはり森町もそれぞれの地区でそれぞれの特徴があってということで、この8地区に分けた案として景観計画を立てられているのかなと思うのですけれども、それこそ、今、課長から答弁いただいた地区の人へ聞き取りをしたりとか、そういうことというのを町として今後、具体的にスケジュールを立て進めていくのかどうか、そこの部分について教えてください。

議長

建設課長

(吉筋恵治君) 建設課長。

(岡本教夫君) 建設課長です。

スケジュールをどのようにしていくかという御質問でございますが、こちらにつきましては先ほど申し上げました政策企画課、こちらが中心となりまして、このリノベーション推進計画を進めているわけですが、当然景観計画につきましても密接に関係しますので、その辺りにつきましては、建設課としてこういうスケジュールで進んでいきたいというような案を政策企画課に出しまして、その全体会議の中でそれを叩いていただきまして、この行程なら大丈夫ということで、皆さんにも共有した中で具体的な工程につきまして、次のリノベーションの推進会議等で、そういったものを提出させていただいた中で、城下地区の伴走支援業務であったり、旧児童館跡地の計画もそうですが、その辺りの実施の計

画に遅れないようにといいますか、併せた形で工程表も組んでいきたいと考えております。以上です。

議長（吉筋恵治君）町長、太田康雄君。

町長（太田康雄君）少し質疑と答弁が交錯しているような感じがありますけども、今、建設課長がお答えしましたのは、リノベーション推進計画に視点を置いた答弁でしたけれども、増田議員の御質問は、リノベーション推進計画に視点を置いた御質問なのか、重点形成地区ということでよろしいですか。

議長（吉筋恵治君）増田議員に申し上げます。

1、2、3の順に従った趣旨で、質問をするようにお願いします。

建設課長。

建設課長（岡本教夫君）建設課長です。

リノベーションに特化したことではなくて、先ほど御発言がありました8地区ということでございますが、これにつきましては三倉地区から園田、飯田地区まで8地区あるということでございますので、1年で全部の地区にやれるかというのは、ちょっとなかなか即答が難しいところでございますが、計画につきましては、やはり具体性を持たせるべきであるということの観点から言えば、早々にそのような工程に基づきまして、各地区に入つて意見を聴く、要望を聴くというような形で進めたいと考えております。以上です。

議長（吉筋恵治君）1番、増田恭子君。

1番議員（増田恭子君）景観重点地区の設定の話ですと来てしまいましたが、2番の「景観重要建造物、景観重要樹木の指定件数は。」というところに移ります。こちらは先ほど、まだ今のところ建造物についても樹木についても、指定をされていないということですが、こちらの指定については、どのような形で進めしていくのか、今でも町が大切にしている、例えば次郎柿の原木とか、そういうものもあると思います。そちらの指定については、建造

物もそうですが、所有者さんの意向を確認しながらの指定になつていくと思われますが、こちらについてはどのような進め方を考えているか教えてください。

議長

建設課長

(吉筋恵治君)建設課長。

(岡本教夫君)建設課長です。

景観重要建造物、景観重要樹木の指定の進め方ということでございますが、こちらにつきましては、景観法で言いますと、文化財保護法と違いまして、建造物や樹木自体の歴史的価値とか、文化的価値というものは景観法では問わないということになっております。ただ、建設課のみでやっていくというものでもございませんので、当然、社会教育課の文化財保存活用地域計画というものがございますので、こういったところとの整合を当然図る必要があるということと、先ほど議員御発言にもありましたが、町が所有していないもの、民有物といいますか、そういったものにつきましては、当然、その地権者様、所有者様の意見、それから承諾、そういうものが当然必要となりますので、その辺りの聞き取りもしながら、指定を進めていくということになろうかと思いますが、まず手始めにではないですが、例えば森町が持っている公共建築物、アクティ森であったり、文化会館であったりというような建物を景観の公共建造物としての指定はできるかと思いますので、そういうのから実施していってもいいのかなということはちょっと考えはあるのですが、先ほどの森町全体を考えれば、やはり民間の人が持っている、所有しているというものが多いですから、そこにつきましてはまずは所有者さんの御御見、考え方をしっかりと聞き取るというのが、非常に重要であると考えております。それを聞いたうえで、また全庁的な会議の中で、図って進めていきたいと考えております。以上です。

議長

1番議員

(吉筋恵治君)1番、増田恭子君。

(増田恭子君)それこそ先ほど町長の答弁の中にもありましたが、重点地区として設定をされると、町民に対してもいろいろ

ろな規制もかかります。デメリットも、もしかしたら出てくるのかなということがあるのと、あとやはりこれ今、課長の御答弁にもありましたように、所有者さんだったりとか民間の人たちの理解と御協力がなければ進めていけないものだと思っています。この良好な景観を保つという場合、例えばですけども、それこそ樹木の剪定とかそういうものというのも定期的にやらなければいけなかつたりとか、あと建物の修繕とか、管理のためにには、やはり費用がかかっていくと思います。その辺のことというのも、町民に理解を得ながら進めていくことだとは思いますが、今3枚目のスライドで、これは磐田市さんのもので見つけたのですが、見付地区景観形成ガイドプランということが、これはどうやら景観計画よりも先にこのガイドプランがあったということですけれども、例えばこのような修繕とか管理とか剪定だったりとかとそういうことで、町民に御協力をいただいて、そのかかる費用の面として、少し町で補助金を交付するとか、まだ始まったばかりの計画なので、まだそこまではなかなか進んでいないとは思われますが、やはりこの指定をされたことによって負担というのが、少しでも少なくなるように補助金の交付等を今後考えていくかどうかをお伺いします。

議 長 ( 吉筋恵治 君 ) 建設課長。

建設課長 ( 岡本教夫 君 ) 建設課長です。

町としての支援策ということだと思いますが、磐田市の場合は聞いておるのが年間予算で 300 万円というようなことで、修理と修景につきまして 2 分の 1 以内とか、3 分の 1 以内で補助金を出していますということで、これまでの実績としては、土蔵の修理とか、門とか塀の修景、この辺の改築等に補助金を出しているというようなことを聞いてございます。今後、森町についてもそういった補助というのは必要になってくると考えます。ただ、単に補助金ということだけではなくて、例えばその所有者と管理協定を結ばせていただいて、その管理費を町がお支払いすることによ

って、管理していくということもちょっと考えられるのかなということもございますので、いろいろな手法を模索しながら、その辺につきましても検討していきたいと、補助金についても検討していきたいということで考えております。以上です。

議長 (吉筋惠治君) ここでしばらく休憩します。

(午前10時3分～午前10時15分 休憩)

議長 (吉筋惠治君) 休憩前に引き続き一般質問を行います。

4番、平川勇君。

質問は混合方式です。

登壇願います。

4番議員 (平川勇君) 4番、平川です。

通告書に従いまして、混合方式で質問させていただきます。

(1) 役場職員の森町在住者の割合について。町は全ての事業に対して、人口減少や町民の安心・安全を考えるべきであり、それを前提に以下の質問をいたします。令和4年9月に日々の町民サービスや災害時の安心・安全を確保するため、町内在住の役場職員の採用を増やすべきではと質問をさせていただきました。特に近年、台風など自然災害が頻発し、南海トラフ巨大地震も脅威になっております。現在の役場職員の森町在住の割合や受験者数の割合はどのようにになっているか。また、募集方法はどのようにになっているのか。当局の考え方を伺います。

(2) 街中の火の見やぐらの保存について。城下地区は古民家や町並みの保全等で、歴史的資源活用のまちづくり事業の計画であるが、火の見やぐらもまた歴史的建造物であり、他の地域の大きな火の見やぐらも地域のラウンドマークになっていると思われます。保全活用を考えるべきではないか。以上です。

議長 (吉筋惠治君) 町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) 平川議員の御質問にお答えいたします。

初めに「役場職員の森町在住者の割合について」申し上げます。

1点目の「現在の役場職員の森町在住者の割合や受験者数の割

合」につきましては、令和6年4月1日時点で町長、副町長、教育長を除いた役場職員数は正規職員 184 人、会計年度任用職員 115 人の合計 299 人となっております。このうち、町内在住の職員数は正規職員 91 人、会計年度任用職員 83 人の合計 174 人であり、全体の 58 パーセントが町内在住、残りの 42 パーセントが町外在住となります。この役場職員数 299 人の中には、幼稚園教諭、小中学校の調理員・用務員、森町病院事務局職員も含まれております。なお、本年度からは会計年度任用職員も町内で大規模災害が発生した場合には災害対応業務に従事することができるよう見直しを行って任用しております。令和4年度以降の職員採用試験受験者数について申し上げますと、令和4年度実施分は申込者数 42 人、そのうち森町在住・出身は 9 人で全体の 21 パーセント、採用者数は 17 人、そのうち森町在住・出身は二人で全体の 12 パーセント、令和5年度実施分は申込者数 79 人、そのうち森町在住・出身は 15 人で全体の 19 パーセント、採用者数は 17 人、そのうち森町在住・出身は二人で全体の 12 パーセント、令和6年度実施分は申込者数 132 人、そのうち森町在住・出身は 7 人で全体の 5 パーセント、採用予定者数は 24 人、そのうち森町在住・出身は二人で全体の 8 パーセントとなっております。

2点目の職員採用試験の「募集方法」につきましては、募集時期には、ポスターの掲出・大学への送付、町ホームページ、広報もりまち、回覧、同報無線、森町公式LINE、ハローワーク、大学生向け求人情報サービス、求人広告、大学訪問により広報を行っており、募集時以外にも職員採用サイト上に採用希望者向けの町長インタビュー動画、職員インタビュー動画、職員インタビューブログを掲載しております。また、職員採用サイト上で森町役場をフォローしていただければ、求人が出た際にメッセージ機能によりお知らせを受け取ることができるようになっております。職員採用試験につきましては、住所地も町内、県内と制限することなく幅広く門戸を開き、優秀な人材を確保するよう努めておりま

すが、森町在住・出身者の応募を増やす取組については、検討してまいりたいと思います。

次に、「町中の火の見やぐらの保存について」申し上げます。

火の見やぐらは、火災を早期発見するために高い位置に建てられた見張り台で、かつては火災が発生した際には半鐘を鳴らして、火災発生をいち早く消防団員や住民にお知らせする役割を担っていました。町が管理をしている火の見やぐらは、最大時には45基が設置されておりましたが、電話の普及、同報無線の配備がなされたことや消防団においては火災発生時、全団員に消防指令メールが送信されるようになったことから、現在は本来の役目を終え、今年度までに17基を撤去し、現存するのは28基となっております。現存する火の見やぐらの多くは、昭和30年代から40年代に建築されたものであり、老朽化による倒壊の危険性が指摘されているため、各地において解体・撤去するケースが増えていると認識しております。森町に現存する火の見やぐらについても、経年劣化によりさびや腐食が散見され、地震等の際に倒壊する恐れがあるという理由により、複数の町内会から解体・撤去について要望書が提出されております。町としましては、安全面を最優先すべきであると考えているため、地元から解体・撤去の要望があつたものや危険性が高いものから順次撤去しており、今後もその方針で進めたいと考えております。しかし、火の見やぐらの保全や撤去に関しましては、様々な観点からの御意見や御要望があるのも事実であります。議員御指摘のとおり、火の見やぐらは地域の風景としてのランドマーク的価値があるほか、地域防災のシンボル的価値、歴史的・文化的価値など、様々な付加価値があるため、全国的には、保存会のような団体を立ち上げて、保全に努めているケースもあると伺っております。町中の火の見やぐらの保存との御質問でございますので、城下地区について申し上げますと、議員御案内のとおり、町では、専門的知識を有する事業者の伴走支援をいただきながら、国が政策として推進している「歴

史的資源を活用した観光まちづくり」の取組を進めております。この取組は、まちづくり団体を組成し、地域住民とともにエリアの将来像を描き、古民家等を活用したまちづくりを面的に事業展開することで、古民家や文化財を取り巻く課題を解決し、地域の活性化を図ることを目的とするものであります。現在、伴走支援業務の中で事業コンセプトの検討を行っております。これは、地域課題や地域資源を洗い出した上でどのようなコンセプトでこの事業を進めるかを決定し、エリア計画に反映していくもので、現地調査や地元の人との意見交換を行いながら、当たり前すぎて地元の人が気づいていないものも含め、地域資源として拾い上げております。議員御提案の「火の見やぐらもまた歴史的建造物であるため、火の見やぐらも含めた保全活用を考えるべきではないか」についてですが、この事業において、当然、火の見やぐらは地域資源になり得ると考えております。城下地区の中心部に位置し、防災施設のみならず、地域コミュニティのシンボルとして長年親しまれてきた火の見やぐらは、地域の風景を形成するランドマークとしての文化的価値を有する構築物であると考えます。しかしその一方で、老朽化が進み、倒壊を心配する声も聞かれます。このことから、まずは地域の人の意向を伺う必要があると考えております。城下地区の皆さんにとって、火の見やぐらが地域資源の一つであり、これから進める歴史的資源活用まちづくりに生かしていきたいという思いがあるのなら、町といたしましても、景観を意識した補修や今後の維持管理の方法を地元の皆さんと一緒に検討してまいりたいと思います。他の地域の火の見やぐらにつきましても、町から保存を促すことは考えておりません。安全面を最優先とする町の方針に従い、地元から撤去の要望があれば、これまでと同様に対応してまいります。ただし、地域から補修したうえで地域のランドマークとして残したいという希望がある場合は、地域の人と共にどのように保全活用していくか検討させていただきたいと思います。以上申し上げまして答弁といたします。

議長	(吉筋惠治君) 4番、平川勇君。
4番議員	(平川勇君) それでは、こちらの表ですけども、令和4年9月に私、同じ質問をさせていただきました。これはやはり町住民から「平川、よくやった、もっとやってくれ」と今回もありましたので、もう一度再質問という形をとらさせていただきました。令和6年度では46パーセントが森町在住の職員ではないということだったのです。先ほど町長が答弁されました会計年度認容職員、また幼稚園、そういった人も含めますと、かなりの人数になるのですが、令和4年の時には役場の職員が144人、今年度は184人ですか、かなり人数的には増えているのですが、この184人に對して在住者は何人でしょうか。
議長	(吉筋惠治君) 総務課長。
総務課長	(平田章浩君) 総務課長です。
	平川議員の再質問にお答えをさせていただきます。
	令和6年4月1日現在の役場の正規職員184人のうち、町内在住につきましては91人で、49パーセントでございます。以上です。
議長	(吉筋惠治君) 4番、平川勇君。
4番議員	(平川勇君) そうしますと、令和4年から見ますと、2年経過すると、やはり若干森町在住職員が減ってきているということです。まず、なぜ森町在住の職員さんが増えないか要望するかというと、前提に私は町民の安心安全ということで、町民が安心して住めるということに対して、やはり役場の職員が身近な人だというのも安心の中の一つに入るのではないかなどと考えます。先ほど令和6年度の採用者が17人、そのうち森在住は二人、12パーセントということです。この二人に対して、この人たちとはUターンなのかどうかもお伺いします。
議長	(吉筋惠治君) 総務課長。
総務課長	(平田章浩君) 総務課長です。
	平川議員の再質問にお答えをさせていただきます。

令和6年につきましては採用予定者24人のうち、森町在住・出身が二人ということでございます。この二人につきましては、森町出身で大学を卒業して森町に帰ってくる人でございます。以上です。

議長 (吉筋恵治君) 4番、平川勇君。

4番議員 (平川勇君) そうしますと、これUターンが二人ということで考えて良いわけですね。

今、学生の支援ということで森町の特産物等を学生さんに送られていると、令和6年度に関しては、東京近辺の人に森町の特産品を学生支援ということで送られているのですが、ここにUターンを希望するような内容が入っているのか、お伺いするのと同時に、やはり森町というと名古屋圏に結構多いのです。この辺の名古屋圏の人のUターンの働きかけというのは、どのようにされているのでしょうか。

議長 (吉筋恵治君) 定住推進課長。

定住推進課長 (鈴木孝佳君) 定住推進課長です。

平川議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

定住推進課としましては、つながる森町学生ふるさと定期便事業を実施しております。この中には特に居住地の指定はございませんので、学生で県外にお住まいであれば、どこでもこの事業の対象となっております。昨年度、令和6年度の実績につきましては、91人の実績がございます。その中には当然学生さんすけども、アンケートを実際とりまして、この事業大変良いことだという御意見もいただいておりますので、引き続き続けていきたいと考えております。以上です。

議長 (吉筋恵治君) 総務課長。

総務課長 (平田章浩君) 総務課長です。

平川議員の再質問にお答えをさせていただきます。

Uターン者に対する募集方法でございますけども、こちらについては特にUターンであるとかないとかということではなく、町

長が先ほど答弁をしておりますポスター掲示、大学への送付、町ホームページ、広報もりまち、町回覧、同報無線、公式LINE、ハローワーク、大学生向け求人情報サービス、求人広告、大学訪問による広報ということ、それから町ホームページに町長のインタビュー動画であったり、職員のインタビュー動画を載せているといったことでございます。森町としましては、町内の人のみに募集をかけるということではなく、森町で働きたいという人が町出身以外の人でも広く募集をしておりますので、特にUターン向けにはしていないということはありますけども、採用試験のアンケートの中におきまして、この採用試験をどこで知ったかというものにつきましては、知人、親戚から採用職員情報を知った人が25パーセントほどいますので、町としましては、以前から行っている広報もりまちであるとか、回覧、同報無線といった地域への募集方法も引き続き重要視をしているところでございます。以上です。

議 長

( 吉筋 恵治 君 ) 定住推進課長。

定住推進

( 鈴木 孝佳 君 ) 定住推進課長です。

課 長

先ほどの答弁の中で補足をさせていただきと思ひますので、発言させていただきます。

つながる森町学生ふるさと定期便事業につきましては、森町に愛着を持ち、Uターンや森町を応援する気持ちにつなげるという目的を持って、学生に定期便として森町の地場産品をお送りしている事業でございます。以上です。

議 長

( 吉筋 恵治 君 ) 総務課長。

総務課長

( 平田 章浩 君 ) 総務課長です。

先ほどの平川議員の再質問で名古屋圏、愛知県へのUターンにつきましての募集はどのようにになっているかといった点でございますけども、こちらにつきましては大学にポスターを送って掲示していただくというようなことをやっておりますけども、愛知県にある 19 大学にポスターを送って掲示をしていただいていると

いうのが愛知県向けの特にUターン大学生向けに行っている事業でございます。以上です。

議長 (吉筋恵治君) 4番、平川勇君。

4番議員 (平川勇君) よく分かりました。

ここでちょっと具体的なこと聞きますけど、今、役場の課長職が19人いるのですが、このうち何人が森町在住ではないのでしょうか。

議長 (吉筋恵治君) ただいまの質問については少し個人情報系も入っておりますので、もし違う形で質問していただければ。

4番 (平川勇君)。

4番議員 (平川勇君) 何パーセントでしょうか。

議長 (吉筋恵治君) 人数、パーセントも基本的には同じ趣旨に入ると思いますので、もう少し考えて。

4番 (平川勇君)。

4番議員 (平川勇君) 私は役場職員の森町在住者は何パーセントぐらいでしょうかと質問しているのです。

そこで課長職が何パーセントですかと聞いても、これおかしくはないと思うのですが、違うのですか。

議長 (吉筋恵治君) 総務課長。

総務課長 (平田章浩君) 総務課長です。

平川議員の再質問にお答えします。

町外の人は16パーセント弱になります。

議長 (吉筋恵治君) 4番、平川勇君。

4番議員 (平川勇君) 了解しました。

先ほどやはり採用者数が12パーセントですということになりますと、森町で働きたい、森町の魅力というのは、どう発信されているかということがあるのですが、ちょっと私、初任給を調べさせていただきました。これ職員の給与に関する条例ということで、市町違うと思うのですが、市で言いますと、令和6年度、22万5,600円です。町が19万6,200円で、市と町と比べますと、2万

議 長  
総務課長

9,400 円の初任給の差があります。この辺は条例で規定されているということがあって、この辺は考える要素はないのでしょうか。

( 吉筋 恵治 君 ) 総務課長。  
( 平田 章浩 君 ) 総務課長です。

平川議員の再質問にお答えをさせていただきます。

具体的に他の市と比較をして森町の給料が安いということは承知をしているところでございます。

今回の条例でも出させていただいてございますけども、森町においても令和7年から地域手当を2パーセント出すと、令和10年度末には4パーセントにするというようなことで、手当を増やしているし、また給与につきましても若手を中心に給与の見直しを行っているということで、給与については若手を中心に大幅に上げているというような状況がございます。ただ森町全体において財政の状況を踏まえて、いろいろな事業を展開する必要がございますので、他の市町等の給料だけで考えるのではなくて、町の財政、町がやらなければいけない事業を踏まえて、給料というものが決まっているということで、御理解をいただきたいと思っております。それから森町の職員の採用人数が少ないという状況がございます。これにつきましては、優秀な職員を確保したいということで、募集方法を多岐にわたって展開をする中で、ここ二、三年で応募者もほぼ2倍以上に増えてきており、中で職員を採用させていただいているとあります。採用につきましては、公正な採用の選考を基本としておりまして、応募者が求人職種の職務遂行上、必要な適性能力があるかどうかということを採用の基準としていることも承知をしていただいているというようなこともあるかなと思いますけども、森町の職員を多く採りたいというのも、こちらも考えておりますので、そういった多くの森町の人に応募していただく取組については、今後検討していくかと考えております。ただ、災害のことを考えた時に森町で大きな災害が起った時に、森町の在住の職員も非常に多くの人が被災し、業務に就けない場合も

出てきますので、そういう時にはやはり町外に住んでいる森町の職員というのも重要であると考えておりますので、ただ単に森町在住が多ければいいということではなく、そこら辺はバランスを取りながら、考えていきたいと思っております。以上です。

議長 (吉筋惠治君) 4番、平川勇君。

4番議員 (平川勇君) 分かりました。

先ほど、総務課長が地域手当、2パーセントということを言われましたけども、まず地域手当の説明と2パーセントは決して高くはないと思うのです。その説明をお願いしたいのと同時に。

それはよく分かっているのです。

ただ私としては、在住者を増やしていきたいけどもということでお伺いしていくことですが、そういったものが可能であればというような話もさせていただいています。

では、質問変えます。

この地域手当の説明をお願いすると同時に、ちょっと難しいのですが、ラスパイレス指数というのがありますと、森町では平成30年は96.8パーセント、令和5年度で95.8パーセント、令和6年でいきますと、94パーセントになっています。これは静岡県下12町があるのですが、そのうちで下から3番目です。先ほど総務課長から給与体制も十分考えられますということですが、ラスパイレス指数は下がっているということで質問させていただきます。

議長 (吉筋惠治君) ラスパイレス指数についての答弁でいいと思います。

総務課長。

4番議員 (平田章浩君) 総務課長です。

平川議員の再質問にお答えをさせていただきます。

ラスパイレス指数については令和6年、数字が下がっているといったことでございます。ラスパイレス指数については行政職一表の給料の職員の数字がラスパイレス指数ということで出てきま

す。行二の給料表を使っている人の給料についてはそこには反映しないというものになっております。病院において、行政職二表の職員を昨年度に本人の希望を確認しながら行一に移しております。そういう職員は行二から行一に移った時に、飛躍的に給料が伸びるということはないものですから、そういう人の年齢の高い年齢の人が行一に移ってきたということで、ラスパイレス指数の数字は下がっております。ただ町とすると。業務内容が行二では適切ではないと判断をし、行一に移しておりますので、これは将来的に見ると、職員の一人一人の職員の給与のことを考えると、適正なやり方、給料アップにつながることをやったということで、数字的には下がっておりますけども、行二を行一にした、それが大きな理由でございます。以上です。

- 議長 (吉筋惠治君) 4番、平川勇君。
- 4番議員 (平川勇君) 地域手当の説明がなかったのですが、地域手当の説明をお願いいたします。
- 議長 (吉筋惠治君) 地域手当については、先ほどの質問と同じだったものですから、こちらでラスパイレス指数のみの答弁にさせていただきました。
- 4番議員 (平川勇君) 火の見やぐらの件について、御質問をさせていただきます。

先ほど町長の答弁からも城下地区においては火の見やぐらは歴史的建造物の一つではないかなというようなことを言われましたが、確かに私も建築のプロですので、よく分かっています。あれは工作物で、大正から昭和30年ぐらいまでに立てられたもので、大変貴重なものかなと思うと同時に、各場所に置かれて、デザインも皆違うのです。これ非常に貴重なものだと私は理解しております。今、こちらですけども、柱脚の部分のさびがかなり浮いています。これは平成22年からもうメンテナンスはしていないということで、もう15年近く経って今この状態になっています。今年度の予算に1基解体しますということで、28万円の予算がついて

おりますが、私も建築はある程度分かっておりますので、この火の見やぐらを塗装したらどのぐらいかかるものかということで、3社から見積りをとりました。12メートルという火の見やぐらの想定でいきますと、足場込みの値段で50万円から70万円。70万円というのはフッ素塗装ということで、非常に耐久性のある塗装ですが、この辺の範囲内で保存できるわけです。ぜひ28万円の解体費かけるのだったら、50万円から70万円の塗装分で、ぜひ保存をしていただきたいと思います。

先ほど、町長の答弁でも地域の住民の意見を聞いてということで言われましたが、私どもいち早く城下住民に聴いていました。ある程度聴きますと、割合的に言いますと、6割が保存で4割が解体してほしいということです。これやはり4割の人は危険であるということとタラップが下の方まで来ていますので、これで子供たちが上っていくので非常に危険ということで、解体ということを言われているのですが、やはりこの10メートルを超える火の見やぐらに関しては、保存をすべきではないかなと私は考えておりますが、どうでしょうか。

森町に歴史文化保存会というのがありますし、こちらのメンバーにも聴いてみました。やはり保存し、残していくべきだと、また違った利用方法も考えて、保全していくべきではないかなということも言っておられました。その辺どうお考えでしょうか。

議 長 ( 吉筋 恵治 君 ) 社会教育課長。

社会教育課 長 ( 三澤由紀子 君 ) 社会教育課長です。

平川議員の再質問にお答えいたします。

最初の答弁で申し上げましたとおり、城下地区におきましては、ただいま専門的知識を有する事業者の伴走支援をいただきながら、まちづくりで進めている段階でございます。地域の人の意見を聞きながら、地域の人が残したいという思いがあるのであれば、資源の一つとして活用していきたいというのは、町も同じ考えでありますので、今後、それこそ事業の中でワークショップとか、

そういうことも企画している段階でありますので、町としましてもそういう場面で平川議員も御確認されたかもしれませんけども、直接、城下の人の意見を聞きながら検討していきたいと考えております。また、歴史伝統文化保存会の御意見というのもありましたけども、現在、文化財地域計画を進めていますけども、その中には未指定文化財も文化財であるということで検討して、今拾い上げているところでありますけども、今の段階で火の見やぐらを未指定文化財にするという案が出てきていないんですけども、その中でまた地域の中から大事なものということで挙ってくれば、計画にも反映できるかと思いますので、まずは地域の意見をしっかりと聴いていきたいと考えております。以上です。

議長

4番議員

(吉筋恵治君) 4番、平川勇君。

(平川勇君) 分かりました。

ただ私が言っているのは確かに城下のところの火の見やぐらももちろんですが、それ以外に天宮、それから中川、これが全て10メートル超えている火の見やぐらですが、建築的には非常に面白いデザインになっておりますので、その辺も含めた形で考えていただきたいと思います。

それと最後の質問になるわけですが、火の見やぐらの所有者というのは、町になるのでしょうか。

議長

防災監

(吉筋恵治君) 防災監。

(小澤幸廣君) 防災監です。

平川議員の御質問にお答えします。

火の見やぐらの所有者は町になるのかという御質問かと思いますが、この火の見やぐらの土地については様々でございまして、借地をしているものもあれば、城下のように町内会の持ち物として、町としては借地料を払っていないケースもあります。火の見やぐら自体については建築した当初、町で建築したのか、町内会なのかとそこら辺はもう昭和30年、戦後のすぐのお話ですのでちょっとそこまでの資料はなくて、どこで建築したかというのは町

が主に建築にしたと思いますが、ほかのケースも考えられますが、現在は防災課が火災時の火災消防施設として関連がありますので、防災課が所有といいますか、管理をしております。以上です。

議長

4番議員

(吉筋惠治君) 4番、平川勇君。

(平川勇君) とにかく何でもそうですが、景観という言葉の中には、私は火の見やぐらも含めて、森町らしさというのがあると思うのです。他市町がやってない、保存をしてないからということで、やはり森町もその足並みそろえていくのではなくて、森町独自、工作物的な価値のあるものに関してはやはり保存というのをやはり手を挙げて、一步前へ出てほしいと私は思います。とにかく補助金を出していただいて、ぜひ保存をしていただきたいと思いますし、森町在住の職員さんも増えていただきたいというのと南海トラフにおける準備ですか、そういったことも全ての面で考えていただきたいと思います。また私も来年以降またここに座っているのであれば、また森町在住者が何パーセントかというのをまた質問させていただけると思います。ただ、森町の住民の安心というところはどこにあるのかと、やはり町民に沿った町政をしていただきたいと思うので、その辺十分考えていただいて町政をお願いしたいと思います。また質問させていただきます。以上です。

議長

町長

(吉筋惠治君) 町長、太田康雄君。

(太田康雄君) 最後が質問だったのかちょっと分かりませんが、私から少しお答えをさせていただきます。まず、職員の森町在住者の割合ということで御質問いただいておりますが、最初に町民の皆さんと、職員が町内在住、身近なものだと安心するよという御発言がありましたけれども、私どもといたしましては、職員がどこに住んでいようが、当然森町のために働くという意思で、森町役場に奉職をしておりましすし、私どももそのような考え方でそれぞれの仕事を与えておりますので、例え、町外在住の者であっても森町の町民の皆さんに安心を与えられるようにというこ

とは、常日頃から指導をしておりますし、職員はそのような思いで業務に従事していると考えておりますので、そこは御理解をいただきたいと思います。また、安心安全の観点から今回も御質問をされているということでございますので、この火の見やぐらの件につきましても安心安全の確保なのか、景観の維持なのかというところも十分に考えなければいけない観点だと思いますし、そこでどれだけの予算をそこに割いていくかということも全体の予算、また事業を考えながら進めてまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

議長　（吉筋 恵治君）引き続き一般質問を行います。

10番、中根幸男君。

質問は混合方式です。

登壇願います。

10番議員　（中根 幸男君）10番、中根幸男でございます。

私は先に通告いたしました2問について、町長に質問させていただきます。

初めに、森町袋井インター通り線の整備促進について伺います。

森町袋井インター通り線は新東名森掛川インターチェンジと東名袋井インターチェンジを結び、さらには国道1号線や国道150号線を結ぶ広域基幹道路で、産業振興や沿線の開発など、大変期待が寄せられている道路であります。そこで、森町管内の整備状況等について伺います。

1点目は、現在、県道路事業として進められている谷中から円田区間約1.2キロメートルですけれども、この進捗状況と完成の目途は。2点目、新設区間である中川上公民館から下山梨までの約2.3キロメートルについては、事業促進を図るため、協議の結果、県が太田川の橋を含め前後900メートル、袋井市が900メートル、森町が500メートル区間の整備を進めると聞いております。事業の進捗と今後の計画について伺います。3点目、新設区間は、圃場整備後の農地を斜めに分断する形でなっております。残地補

償と土地の利用はどのように考えているか。4点目、インター通り線沿線の土地開発等についてはどのように考えているか伺います。

次に、中川下工業専用地域の開発と企業誘致について伺います。

中川下工業専用地域は、企業誘致を進める上で重要な位置づけとなっています。令和5年9月の全員協議会で、中川下工業専用地域開発可能性調査事業の報告がありました。さらに、本年度予算には詳細調査業務委託料が計上されています。

1点目、調査区のうち、C区画については、幹線道路を牛飼地区まで延長し、企業誘致を進める準備が整いつつありますが、今後の計画はどうか。2点目、令和7年度予算に計上された開発可能性詳細調査業務委託の内容について、改めて伺います。以上、2問、よろしくお願いします。

議長（吉筋 恵治君）ここでしばらく休憩します。

（午前11時6分～午前11時15分 休憩）

議長（吉筋 恵治君）休憩前に引き続き会議を再開しますが、総務課長より発言を求められておりますのでこれを許します。

総務課長。

（平田 章浩君）総務課長です。

先ほどの平川議員のラスの下がった理由についてでございますけども、昨年度対象たちに本人の意向を確認し、行一に移行したというようなところということで答弁をさせていただきましたが、昨年度に対象たちに本人の意向を確認して、今年度、令和6年4月1日に行一に移行したということでございます。以上です。

議長（吉筋 恵治君）一般質問を再開します。

町長、太田康雄君。

（太田 康雄君）中根議員の御質問にお答えいたします。

初めに、「森町袋井インター通り線の整備促進について」申し上げます。

1点目の「現在、県道路事業として進められている谷中から円

田区間(1.2 キロメートル)の進捗状況と完成の目途は。」につきましては、平成 29 年 3 月の事業着手準備制度の採択により、静岡県袋井土木事務所により測量、地質調査が開始されました。翌年、道路詳細設計、橋りょう予備設計が発注され、詳細設計の中で、小藪川の付替えの検討がなされ、洪水シミュレーションによる効果検証や軟弱地盤対策検討を経て、令和元年 12 月に円田、谷中の町内会役員への説明がされたところであります。河川付替案につきましては、旧河川を遊水池として活用する案でございまして、この設計案に対する合意形成に多くの時間を費やしたところでございます。現在の進捗といたしましては、本年度から用地交渉に着手し、一部の関係地権者との用地契約を締結いたしました。また、国の追加補正予算により、町におきましても、先の第 14 号補正予算に用地取得の予算を計上し、お認めいただいたところでございます。用地交渉は谷中側から着手しており、県予算の状況により円田側に向かって進めてまいります。完成の目途につきましては、令和 7 年度から用地取得できました区間から、農業用用水路及び排水路の付替工事、起点部の地盤改良、盛土、付替河川築造、橋りょう架設、遊水池築造、道路側溝、舗装工事と進め、最後に交差点部の改良工事をしていく予定であると聞いております。県の説明では、工事着手からおよそ 9 年はかかるということです。

2 点目の「新設整備区間である中川上公民館から下山梨までの約 2.3 キロメートルについては、事業促進を図るため協議の結果、県が太田川の橋を含め前後 900 メートル、袋井市が 900 メートル、森町が 500 メートル区間の整備を進めると聞いているが、事業の進捗と今後の計画は。」につきましては、森町、袋井市及び静岡県が整備の必要性、整備効果等について議論を進め、それぞれが事業主体となり役割分担に基づき、整備を進めていく方針がまとまり、令和 4 年 10 月に開催された期成同盟会総会において、承認されたことから、整備方針に関する役割分担の合意内容を覚書とし

て令和4年11月に締結いたしました。この整備方針により、森町は、中川上公民館前の交差点から町道牛飼三川線との交差点部付近までの約500メートルを、事業主体として整備していくことになります。事業の進捗でございますが、本年度は、袋井土木事務所により、路線測量と道路予備設計業務委託を発注しております。期間といたましては、令和7年9月頃までと聞いております。次に、今後の計画でございますが、令和7年度は、事業区間全体の軟弱地盤対策の検討、道路部・橋りょう部の地質調査及び橋りょう予備設計を計画しております。令和8年度は道路詳細設計、令和9年度から令和11年度にかけては、用地測量、用地調査・補償を計画しており、順調に進めば令和12年度着工の計画としております。なお、事業進捗に欠かせない予算確保につきまして、森町袋井インター通り線建設促進期成同盟会として、令和6年11月に森町、袋井市及び静岡県と合同で国土交通省に出向き、重点的・集中的な予算配分について要望活動を実施いたしました。

3点目の「新設区間は、圃場整備後の農地を斜めに分断する形になるが、残地補償と土地の利用はどのように考えているか。」でございますが、静岡県からは残地買収はできないと聞いております。しかしながら、水田が不整形となり、耕作しにくくなることは予測されますので、関係する土地所有者、耕作者と丁寧に粘り強く協議を進めるのはもちろんでございますが、併せて暗渠排水等の施設や水田への進入路の位置等についても協議調整を行い、できる限り営農の支障とならないような対策をさせていただきたいと考えております。

4点目の「インター通り線沿線の土地開発等について、どのように考えているか。」につきましては、町の産業振興を図る上で、継続して農業振興を図っていくのか、中川下工業専用地域の拡大や宅地開発、商業的利用等の都市的土地利用を図っていくのかについて、府内関係部署、地元、県関係機関等と緊密に連携いたしまして、沿線の土地利用方針について検討していく必要があると

認識しております。今後は、中遠農林事務所、磐田用水東部土地改良区、太田川上流部土地改良区、土地所有者及び耕作者との個別調整が必要になると考えられます。現地の着工、整備には時間がかかるところでございますが、今後も森町、袋井市及び静岡県で協議調整しながら事業進捗を図ってまいります。

次に、中川下工業専用地域の開発と企業誘致について申し上げます。

1点目の「令和4年度中川下工業専用地域開発可能性調査区のうち、C区画については、幹線道路を牛飼地区まで延長し、企業誘致を進める準備が整いつつあるが、今後の計画はどうか。」についての御質問でございますが、議員御案内のとおり、中川下工業専用地域につきましては、令和4年度に開発可能性調査を実施しております。調査内容につきましては、工業専用地域内及び周辺の低未利用地の活用による工業用地の確保を目的とし、現況調査や各種法令等基準の整理、基本計画の策定、概算事業費の算出等を実施いたしました。調査対象区域は、工業専用地域西側未利用地のA区画、工業専用地域周辺用地のB区画、工業専用地域東側未利用地及び周辺用地のC区画の3区画であります。C区画中の工業専用地域東側未利用地につきましては、開発行為の要件であります幅員9メートル以上の接道が確保できていないことが課題とされておりましたが、現在、町道太田川圃場南4号線を延伸することによる接道要件を満たす道路整備を実施しております。具体的には、工業専用地域東側未利用地と接する約100メートルを延伸するもので、令和4年度には測量設計業務、令和5年度には用地買収を実施しております。本年度からは工事に着手しており、本年度は、排水路となるボックスカルバート工を実施し、令和7年度には工事用道路工及び上水道の配水管布設工事の実施を当初予算に計上しております。令和7年度までの工事により、工業専用地域東側未利用地の進入路が確保され、進出を希望する企業においても、開発が可能な状況となります。工業専用地域東側未利

用地においては、先行投資として継続したインフラ整備を実施することによる円滑な企業誘致を推進したことで、現在、企業による進出が検討されている状況となっております。また、C区画中の工業専用地域外の北側用地につきましては、その大部分が農業振興地域内農用地区域内農用地、いわゆる青地農地となっております。本青地農地は、県営基盤整備事業の受益地となっており、青地農地の除外要件の一つであります、土地改良事業等の工事が完了した年度の翌年度から8年を経過した土地であることという要件を現在満たしておりません。令和9年度以降にその要件を満たす見込みで、工業専用地域内の未利用地の活用を優先的に進めていく一方で、今後、青地農地の除外を含め、企業誘致用地確保の検討を進めてまいりたいと考えております。そのほか、工業専用地域西側未利用地のA区画につきましては、企業誘致用地の造成を見据えた用地の取得のため、本年度は、地権者への意向確認や事業費算定のための不動産鑑定評価を実施しており、令和7年度には、測量業務や地質調査業務等の開発可能性詳細調査の実施を当初予算に計上し、御審議いただいているところでございます。今後も、企業動向の情報収集や令和3年3月に設置した「森町企業立地プロジェクト会議」及び「森町企業立地プロジェクトチーム」において、情報の共有や課題解決の検討を実施し、進出を希望する企業の用地取得の負担を軽減し、円滑な企業立地を推進するとともに、企業誘致用地の確保を検討してまいります。

2点目の「令和7年度予算に計上された開発可能性詳細調査業務委託の内容」について申し上げます。

先に少し触れましたが、今回の開発可能性詳細調査につきましては、令和4年度に実施した中川下開発可能性調査の結果を受け、企業誘致プロジェクト会議及びプロジェクトチームで今後の方針について検討した結果、中川下工業専用地域西側未利用地について、工業用地造成を見据えた詳細調査を実施するものでございます。詳細調査の内容につきましては、調査対象地を中川下工業専

用地域西側未利用地及び周辺用地、約 53,000 平方メートルとし、測量業務、ボーリング調査による地質調査業務、土地利用計画及び概算事業費算出による設計業務、希少野生生物の調査による環境影響調査を実施するものであります。予算額は、委託料 65,010 千円ですが、静岡県企業局の工業用地等開発可能性詳細調査費補助金、補助率 2 分の 1 、補助上限額 2,500 万円を活用する予定であります。

本調査においては、中川下工業専用地域西側未利用地を最大限有効に活用するため、調査対象地につきましては、隣接地の袋井市地番の用地も含んでおります。袋井市地番の用地の活用については、現在、静岡県企業局及び袋井市とも協議を重ねております。また、今回の調査対象地には青地農地が含まれておりますので、令和 7 年度において青地農地の除外を申請するため、調査業務には、青地農地の除外申請に必要となる農業調整用資料の作成業務も含んでおります。企業誘致用地の造成につきましては、静岡県企業局による造成事業を検討しております。今後のスケジュールといたしましては、令和 7 年度に詳細調査の実施、令和 8 年度に静岡県企業局との協定締結、実施設計の実施、令和 9 年度に地権者との土地売買契約の締結、令和 9 年度から令和 11 年度にかけて造成工事を想定しております。静岡県企業局による造成事業につきましては、今後想定されている実施設計及び地権者との土地売買契約、造成工事を静岡県企業局が実施するものであります。本調査は、県内においても企業誘致を進める上で大規模用地の不足が課題となる中、森町においても企業進出を促進するため、企業誘致用地の造成を見据え、実施するものであります。これまででは、町として企業誘致用地を所有していないため、民有地である遊休地や有休工場を事業者や不動産事業者に紹介することによる企業誘致が主となっていましたが、町が企業誘致用地を所有することで、直接企業を訪問しての誘致活動や静岡県東京事務所や大阪事務所を活用した企業用地の紹介を積極的に実施することが可能と

なります。また、町が企業誘致用地を整備することを表明することにより、造成準備段階から企業に対して積極的なセールスも可能になります。一方、町が企業誘致用地を所有することで、企業が誘致できない場合、投資した結果、活用されない土地を町が所有し続けるというリスクも負うことになります。企業誘致に関しては、造成期間を含め長期にわたるものとなりますのでスピード感をもって取り組むとともに、事業者や地権者、企業局等関係者も多く関わり、事業費も多額なものになっていきますので、責任感と緊張感をもって取り組んでまいりたいと存じます。以上申し上げまして、答弁いたします。

議長

(吉筋惠治君) 10番、中根幸男君。

10番議員

(中根幸男君) いろいろ前向きな取組をしていただいていること、感謝したいと思います。

まず、地図上で見ますと、上段の赤い部分、ここが円田・谷中地区ということです。それから約中間のところに中川上公民館から太田川を渡りまして、磐周医師会付近のところで既設道路に接道すると、したがって、この2か所の新設区間を整備促進すれば、とりあえずは接道、接続できるということで、交通の利用、そして地域の開発性、あるいは森町全体としての地価も高まる、利用も高まるということで、ぜひこの道路をさらに促進していただきたいと考えておりますが、改めて町長にその点、整備促進について伺いたいと思います。

議長

(吉筋惠治君) 町長、太田康雄君。

町長

(太田康雄君) 1回目の答弁でも申し上げましたように、この森町・袋井インター通り線の整備につきましては、森町のみならず、袋井市、また県とも連携しながら、共同して進めている事業でございますので、森町といたしましても、その連携に歩調が遅れることのないように、連携して積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

議長

(吉筋惠治君) 10番、中根幸男君。

10 番議員

( 中根 幸男 君 ) この地図が中川上公民館から下山梨付近の今回、県と袋井市と森町で役割分担して進めると、そしてまた測量調査、あるいは地質調査業務を県が進めるということで、これは町内会に回覧された地図でございます。これを見ますと、先ほど私の質問の中にもありましたように、圃場整備区域の中を斜めに分断するような形でなっております。それでも、この区間、整備促進ということで、私は当初円田工区が終わってからここにかかるしていくのかなという思いもあったのですが、ここはここで独自に調査、測量設計も橋りょうの設計等も進めて、できれば12年ぐらいに着工したいということで、その点、感謝したいと思っております。

そこで、これは将来的な問題ですけども、牛飼地区は先ほど言いましたように、農振農用地区域にはなっておりますけども、都市計画区域にもなっておりますので、これは将来的な構想ですけども、牛飼地区は山梨にも接続しております。そういう意味から、土地区画整理事業が将来的にできないかなというような意見も地元から出ていましたので、その点を少しお聞きしたいと思います。

議 長

建設課長

( 吉筋 恵治 君 ) 建設課長。

( 岡本 教夫 君 ) 建設課長です。

中根幸男議員の再質問にお答えします。

今、議員御発言の中では、道路に絡めて土地区画整理事業はどうかというようなことでございました。

森町といたしまして先ほど町長が答弁しましたが、この道路の位置付けというものを考えたときに、四つの大きな目的のある道路ということで、一つが産業振興、一つが観光振興、一つが防災強化、最後の一つが重要物流道路というこの四つの観点が大きな目的ということで、中東遠地域の都市間の連携、企業活動の利便性の向上、救急医療の迅速化、企業誘致、新たな観光ルートの形成と大きな効果がある道路として認識しておるところでございます。今言われたのは、土地区画整理事業と言いまして、どちらか

といえば宅地造成開発というような話かなと存じますが、確実にまだ農業振興なのかと都市的利用なのかというところが、具体的に今決まっている状況ではございませんが、一般的に考えてみれば、残地をどのように利用していくかというところを方針として固めたうえでないと、その土地区画整理事業というものに向かっていけないのでないかということで、まずは町として方針をどう考えるかということを決めるのが、先決ということで考えておるところでございます。したがいまして、すぐに土地区画整理事業ということを計画というのはなかなか難しいところでございますが、将来的にはそういうところも視野に入れて、今後検討していくべきだというように考えておるところです。以上です。

議長

10番議員

(吉筋恵治君) 10番、中根幸男君。

(中根幸男君) ぜひ円田工区、そしてこの中川工区、並行して、事業の促進を図っていただきたいと思います。

次の2問目に移らせていただきます。

これがC区画に向かって、幹線道路を現在延長されている道路でございます。松井樋包が左にちょっと画面に映っていますけども、これがこのような形で右が金山化成というところです。そしてまた向こうに見えるのが牛飼地域のC区画、約3.9ヘクタールの開発可能性があるということで、現在進められていて、この先が先ほど町長答弁がありましたように、この点から約100メートル牛飼までさらに延長すると、そうすると企業誘致の条件がそろってくると、さらに農振農用地も除外するような手続も順次進めさせていただけるということです。

そこで、今の先ほどのインター通り線の関連になりますけども、これが太田川の堤防です。高低差があってなかなか難しい这样一个こともありましたけれども、この幹線道路をインター通り線に接道するような、技術的にはちょっと難しい点もあるかと思いますが、その点どうでしょうか。

議長

(吉筋恵治君) 建設課長。

建設課長

( 岡本教夫君 ) 建設課長です。

中根幸男議員の再質問にお答えいたします。

先ほど答弁の中にございましたが、延長した 100 メートルにつきまして令和 6 年度の工事としましてはボックスカルバート工の施工をしたところでございます。この道路をまっすぐ伸ばしていくれば、当然インター通り線と接道するわけですが、今御発言のとおり、高低差がかなりあります。道路構造令の中では交差点に接道する場合には縦断勾配が 2.5 パーセント以下の緩勾配で接道しなさいという規定になってございます。そのため、この線形を直進してインター通り線まで延ばすということになりますと、その規定がかなりちょっと苦しいものになるというのがございます。そうしますと、一旦この道路を北上してインター通り線までの距離を長く取るところまでシフトするというような計画が考えられるかと思います。そうすることによりまして、先ほど申し上げました緩勾配の制約が解消されるのかなというのがございます。ただ、インター通り線の橋りょうの架設の位置でありますとか、計画の高さ、この辺がはっきり決まってこないと、こちらの道路計画も進めていけませんので、その辺の進捗状況を注視しながら新しい道路計画というのを進捗させていきたいと考えておるところでございます。以上です。

議長

( 吉筋恵治君 ) 10 番、中根幸男君。

10 番議員

( 中根幸男君 ) ぜひ、将来構想等も含めながら町で検討を進めていただければと思っております。

それから、ここが本年度再調査、詳細設計の予算計上されたいわゆる令和 4 年度調査の A 区画の地域になります。これ、 2 枚あります。ここが小藪川です。上流側から西側を向いて写真を撮っております。ここが 5 万 3000 平方メートル、 5.3 ヘクタールあるのです。この道路を渡ってこちら、北側もそうです。合わせて全体がそうなっております。ここも、ちょっと私途中で中川下の人からソーラーパネルの業者が来たいというようなお話をあったと

いうことですが、町で企業局とも御協議しながら、現在開発に向けて計画を進めていただいているということで、ここも大変感謝を申し上げたいと思っております。ぜひそういう形で、答弁のよな内容で進めていただきたいと思っております。

それからもう一つ、これ最後の質問になりますけども、手前が磐田用水で、西側を向かって向いております。これ、左側が松井樋包さんです。ここの辺に広域農道が通っています、この下が既に杉本金属が開発を進めています。したがって、このいわゆる令和4年度の調査区のB区画です。このB区画というのは、この小藪川と磐田用水に囲まれた平坦な土地で、前回の調査区でいきますと、3.8ヘクタールあるということです。こちらが西側の広域農道側から今の逆の方向、東側に向かって撮った写真です。ここは昭和41年度に県営土地改良事業により、圃場整備をした、農振農用地とはなっておりませんけども、現在行われている県営土地改良事業、とうもろこしの里地区からは、確かに除外されていると伺っております。なぜ除外したかといいますと、将来的な農地転用、あるいは企業誘致を見込んで除外したと伺っておりますが、このB地区について、今後どのような計画で進めるか、その点伺います。

議長　（吉筋恵治君）産業課長。

産業課長　（栗田俊助君）産業課長です。

ただいまの中根幸男議員の御質問にお答えをさせていただけたいと思います。

B区画の今後の方針というか、どのように考えているかという御質問だと思います。今回写真にもありますように、B区画につきましては農振農用地区域ということで青字の農地でございます。ですので、この3.8ヘクタールを除外等申請していく段階の青地農地の除外とか、農地転用、そういった農業調整が必要になってくるようになります。青地農地の除外につきましては、除外の要件といたしまして農用地区域外に代替すべき土地がないこ

と、というような除外するときの要件がございますので、そういうことを考えますと、優先的に工業専用地域内の未利用地、C区画あるいはA区画の工業専用地域に今指定されている地域をまずは誘致をして、そこが埋まってから基本的には青字のこのB区画の農地調整ができるいくのではないかというところで考えております。

それから、御発言の中にございましたとおり、とうもろこしの里2期地区につきましては、このB地区につきましては、対象には入ってございません。ただ、先ほど議員のお話にありましたように、磐田用水の水をこちらの水田につきましては利用しているような形になります。今、国営事業ということで、船明ダムの一部を改修しなくてはいけない、またそれに伴いまして磐田用水の水路の改修をしていくというような国営事業も進んでくるような予定を伺っておりますので、そういった点も考えながら、A区画、あるいはC区画の工専の未利用地の開発を見据えながら、農業調整もB区画についても進めてまいりながら、B区画の開発については今後検討してまいりたいと考えております。以上です。

議長

10番議員

(吉筋惠治君) 10番、中根幸男君。

(中根幸男君) 考え方は分かりました。

森町としましては、中川下工業専用地域周辺の開発ということを考えた場合に、このB区画も一つの該当になる地域ではないかなと、しかも、これ昭和41年の圃場整備ということで、農振法ができたのが確か昭和47年くらいだったと思います。そういう意味では、ぜひともここも含めて、企業誘致、個別具体的な企業がもう来るということであれば、農振除外について県との協議もしやすいと思いますので、企業誘致を図って雇用を図ると、こうしたことでも町にとっては大変重要なことかと思いますので、このB地区もぜひ一つこの企業誘致の地域の一角に含めていただいて、これからもそのようなPRも行っていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長	( 吉筋 恵治 君 ) 産業課長。
産業課長	( 栗田 俊助 君 ) 産業課長です。 中根幸男議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。
	当然、広域農道沿いということで、道も整備をされておりま すし、平成4年に調査をさせていただいた 3.8 ヘクタールのB区画 でございますので、今後もA区画及びC区画等々の農業調整等も 踏まえながら、B区画の調査を行いましたので、また今後もいろ んな関係機関等と調整をしながら、今後また検討してまいりたい と思いますので、よろしくお願ひいたします。
議長	( 吉筋 恵治 君 ) ここでしばらく休憩します。 ( 午前 1時 5分 ~ 午後 1時 0分 休憩 )
議長	( 吉筋 恵治 君 ) 休憩前に引き続き一般質問を行います。 3番、佐藤明孝君。
	質問は混合方式です。 登壇願います。
3番議員	( 佐藤 明孝 君 ) 3番、佐藤です。 記載のとおりの質問をさせていただきます。 1点目、ふるさと納税返礼品について。ふるさと納税返礼品の 令和6年4月から令和7年1月までの実績を見ると、電動アシス ト自転車が3億円余の金額を占めている。このほか、森町特産品 のお茶や米、トウモロコシ、メロンなども返礼品として取扱いが ある。しかし、町有施設等の利用券はわずかな扱いとなっている。 町長は、先日の所信表明演説の中で、新しい魅力ある返礼品の発 掘に加え、森町の特産品をPRし、地場産業の振興に寄与すると 述べている。ここで、以下2点を伺う。1点目、森町の価値あるも のをどのような手法で発掘するのか。2点目、町長は、企業版ふ るさと納税の推進にも積極的に取り組むとあるが、どのような方 策でそれを進めるのか。
	大きな質問、2問目です。職員の資格取得制度の取組について、

近年、町民ニーズの多様化、DXやGX等の政策が進められる中で、ICT等の活用により、これらの機器に対する操作知識の取得が急がれている状況である。ここで以下2点を伺う。1点目、職員のICTなど、各種資格の取得に関してどのような考え方を持っているか。2点目、最近はドローンの普及により、災害現場等の確認に始まり、活躍の場が広まっている。職員に対し、特にドローン操作の資格はすぐにでも必要な資格と考えるがどうか。以上を伺います。

議長

(吉筋恵治君) 町長、太田康雄君。

町長

(太田康雄君) 佐藤議員の御質問にお答えいたします。

初めに、「ふるさと納税返礼品について」申し上げます。

議員御承知のとおり、ふるさと納税制度は「生まれ育ったふるさとに貢献できる制度」、「自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度」として創設された、都道府県、市区町村への寄附制度であり、寄附金額の一部が所得税及び住民税から控除される仕組みでございます。森町を含む、多くの自治体においては、自治体外からの寄附者に対し、寄附金額に応じた地域の特産品などを返礼品として送付しており、返礼品の取扱いについては、法令や総務省の通知を遵守しながら進めております。

さて、1点目の「森町の価値のあるものをどのように手法で発掘するのか。」の御質問でございますが、返礼品等につきましては、私からの指示や地域からの情報提供、担当職員や委託している中間支援事業者が事業者へ営業等を行うことで発掘しております。既に返礼品を取り扱っている事業者であれば、新たな返礼品取扱いの依頼を行い、初めて返礼品取扱いを検討している事業者であれば、ふるさと納税制度の説明や新規返礼品取扱いの方法について説明をしているところでございます。また、新規返礼品取扱いにつきましては、総務省が示している基準等の確認だけではなく、返礼品の供給量や配送方法など、ふるさと納税返礼品取扱い後に、寄附者とトラブルが生じないように確認をしながら進めておりま

す。こうした各事業者への営業等の結果として、令和6年4月末時点の森町のふるさと納税返礼品取扱数は340品でございましたが、令和7年2月末時点では416品と増加しており、令和6年度途中から取扱いを開始したウナギについては、令和7年2月末時点で寄附件数は55件、約300万円の寄附申込みをいただいております。また、令和6年10月から総務省が定めるふるさと納税の指定基準の見直しがあり、地場産品基準では、製造者から当該製品の価値の半分以上が当該区域内で生じていることについて証明がなされた場合に限定され、募集適正基準では、民間事業者等が行う返礼品等を強調した広告宣伝も禁止事項である旨が明確化されました。このような改正を受け、森町といたしましても、独自の工夫で寄附獲得に向けた戦略を行っていく必要があり、現在、森町への寄附を検討されている人に対し、森町の返礼品のすばらしさを的確にお伝えできるよう、ポータルサイトにおける商品画像や商品説明文の改善などを実施しているところでございます。加えて、地域資源の発掘や地域経済の活性化を図るため、委託業者や外部人材も活用しながら、新しい魅力ある返礼品の発掘に加え、森町の特産品をPRすることで、財源の確保や地場産業の振興に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の「町長は企業版ふるさと納税の推進にも積極的に取り組むとあるが、どのような方策でそれを進めるのか。」の御質問でございますが、はじめに企業版ふるさと納税の制度について少し御説明をいたします。

議員御承知のとおり、企業版ふるさと納税制度は、企業が寄附を通じて地方公共団体の行う地方創生の取組を応援した場合に、税制上の優遇措置が受けられる制度でございます。具体的には、内閣府の認定を受けた地方自治体が行う地域再生計画に基づく地方創生事業に対して、企業が寄附を行った場合に寄附額の6割が当該企業の法人関係税から税額控除されます。これにより、従来からの損金算入による軽減効果と合わせて、法人関係税が最大で

9割軽減され、実質的な企業の負担は約1割までに圧縮されるものでございます。

さて、町における令和3年度から令和6年度2月末時点までの企業版ふるさと納税の寄附件数及び寄附金額の実績について推移を申し上げます。令和3年度、2件、80万円、令和4年度、3件、160万円、令和5年度、1件、30万円。本年度につきましては、2月末時点で3件の申込みがあり、90万円の寄附をいただける予定となっております。

町の取組を進めていく上で、民間企業が賛同し、応援していただけることは、財源確保という面からも有益であると認識しております。今後におきましても民間企業による成果報酬型の企業版ふるさと納税マッチング支援サービスの活用やトップセールスによる企業版ふるさと納税の獲得等により積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「職員の資格取得制度の取組について」申し上げます。

1点目の「職員のICTなど各種資格の取得に関して、どのような考えを持っているか。」についてであります。議員御案内とのおり、職員の知識向上のため、個々にICTなどの各種資格を取得することは一定の効果があると考えますが、DXを進める上では、役場内におけるデジタル人材育成及び外部人材の活用も重要な要素であると考えております。令和5年12月に総務省から公表された「人材育成・確保基本方針策定指針」では、生産年齢人口の減少、働き手側の価値観の多様化、デジタル社会の進展等により地方公共団体を取り巻く状況が大きく変化する中、全ての地方公共団体が、デジタル時代の住民ニーズに合った行政サービスを恒常に提供できる組織へと変革し、業務効率化や住民サービスの向上、地域課題の解決に取り組むことが求められることから、新たに「デジタル人材の育成、確保」が項目として盛り込まれました。また、デジタル技術を活用した業務は、いまや特定の課や係だけでなく、全庁的な範囲で必要とされており、全ての職員に

おいて基本的なデジタルリテラシーの習得は不可欠となっており、ICTなど各種資格の取得を推進しているところでございます。資格取得に係る費用の助成に関しては、森町職員互助会で自己啓発研修助成事業を実施しており、1年度当たり一人につき1回1万円以内を助成しております。町におきましては、本年度、政策企画課にデジタル推進係を設置し、「森町に住む人や職員が幸せであり続けられること」をビジョンに定め、CDO補佐官などの外部人材を活用しながら、研修やワークショップの開催を通じ、あらためて職員のDXに対する機運醸成を図る等、デジタル人材育成に取り組んでまいりました。一方でDXを進める有力な手段の一つであるICT化については、専門的な知見や業務実績・経験に基づく支援が必要になるため、職員だけでは対応できない部分があることも確かにございます。ICT化を効果的かつ効率的に進めていくために、人材確保という面から外部人材であるCIO補佐官について、NTT西日本に業務委託し、各種相談に対しICTツールを用いた課題解決のための支援をいただいているところでございます。こうした支援をいただいた結果、令和7年度新たな取組として、業務効率化による職員負担の軽減などを目的に自治体向けの文章生成AIを導入し、様々な場面で活用していくことを予定しております。ただいま申し上げましたように、町が目指すDXは、職員における機器の知識向上に留まることなく、デジタル技術を必要な場面で活用し、業務や組織を変革することで行政サービスの改善や効率化を図ることを目的とするものでございます。令和7年度においても引き続き、外部人材の活用としてCDO補佐官、CIO補佐官に支援をいただきながら、デジタル人材の育成に努め、町におけるDXを進めてまいりたいと考えております。

2点目の「職員のドローン操縦資格はすぐにでも必要な資格と考えるがどうか。」について申し上げます。

ドローンにつきましては、議員御指摘のとおり防災分野をはじ

め、観光やシティプロモーションなど、様々な分野での活用が考えられます。森町におきましても、本年度ドローンを1機導入しており、今後様々な分野で活用していきたいと考えております。

さて、ドローンの操縦につきましては、操縦技術はもちろんのこと、無人航空機の基礎知識や航空法、小型無人機等飛行禁止法などの法令に関する正確な知識が必要となります。ドローンを使用する際の義務事項を怠ったたり、法解釈の誤りによる違法行為を行ったことにより、自治体が検挙されたという事例もありますので、ドローンの活用は、職員が正式な国家資格を取得したうえで、開始していきたいと考えております。国家資格の取得には「実地試験」、「学科試験」、「身体検査」に合格する必要があり、一般的には教習所に通い、経験を積んでから資格試験を受験する流れとなります。その場合、教習所で学科、実地それぞれ10時間以上、合計20時間程度の講習を受ける必要があります。費用についても一人当たり40万円程度が必要となります。資格取得に要する時間や費用が大きいため、多数の職員に資格を取得させることはなかなか難しいかと思いますが、ドローンの用途等を考慮し、しかるべき職員に資格を取得させてまいりたいと考えております。令和7年度予算には、国家資格取得に係る費用を二人分計上しておりますのが、早ければ令和7年度中には、ドローンを操縦するための国家資格を職員が取得する予定であります。また、災害時におきましては、複数のドローンやより高性能なドローン、また高度な操縦技術が求められることも考えられるため、ドローンに精通した民間団体などとの災害協定についても検討を進めてまいりたいと考えております。以上申し上げまして答弁といたします。

議長

3番議員

(吉筋恵治君) 3番、佐藤明孝君。

(佐藤明孝君) 最初のふるさと納税から再質問させていただきます。

御答弁の中でもいろいろありました。いろいろな制約等もあります。そのような中で令和7年1月末現在において、森町で契約

されている事業者が 44 件ほどございます。この 44 件につきまして、今後の見通しをちょっと伺いたいと思います。先ほど答弁の中で品目が 400 件超しているというお話でございました。400 件を超えるということは当然事業者数もまた増えるのではないかなども考えますので、現在のその事業者数がどのように変化するのか、その辺をまずお聞きしたいと思います。

議 長 ( 吉筋 恵治 君 ) 政策企画課長。

政策企画  
課 長 ( 森下 友幸 君 ) 政策企画課長です。

佐藤議員の御質問にお答えします。

ふるさと納税返礼品を扱っている事業者数、現在 44 件ということですが、その後の見通し、どう変化するように考えているかという御質問かと思います。

町長答弁の中で、令和 6 年 4 月末時点の返礼品の数は 340 品で、今年 2 月末現在での返礼品は 416 品ということで、増加しているわけですけれども、実際扱ってる業者につきましては、令和 6 年 4 月末現在、42 件でありました。佐藤議員からありましたように現在は 44 件ということで、2 件の増加をしているだけになります。一つは答弁の中でもありましたウナギを扱っている業者さん、それから三倉茶農協ということになります。当初予算の質疑の中でもお話をさせていただきましたが、新規の事業者登録が最近ハーダルが高くなっていて、やりたいということですぐ登録されることが難しい状況であります。どうしても今現在、返礼品を扱っている事業者が新しい返礼品を開発するという方向にちょっと力を入れているところであります。今後の見通しということではありますが、令和 7 年 4 月 1 日付けの人事異動の内示がありましたけれども、現在、この業務を取り扱っています政策企画課政策企画係の現在の人数、実質的に二人ですけれども、来年度は 4 人体制で動かすことができるということですので、政策企画係の中にふるさと納税を専門的に扱う職員を置いて、取り組んでいくつもりであります。状況からして返礼品の品目は今後増えていく

見通しと考えておりますが、事業者は、今後努力して増やしていくように考えておりますが、今のところ、事業者の増については不透明なところがあるということでございます。以上です。

議 長

3番議員

( 吉筋 恵治 君 ) 3番、佐藤明孝君。

( 佐藤 明孝 君 ) 今の課長の答弁いただきました。

確かに事業者につきましては、総務省のハードルも高いということで、なかなか右肩上がりに増えるということではないとは思います。しかしながら先ほど言ったとおり、令和7年1月現在ですが、ダントツで多いのがやはり電動アシスト、3億円を超えてるというところです。そしてそれ以外のものはどうかというところを見ますと、森の特産物と言われるお茶、トウモロコシ、こら辺を見ると、やっと1,000万円を超えてるというわずかな金額的なものになってしまふのです。そのほかは何百万という形になっておりますが、この特産物をやはり森町外にいろいろPR等するについては、少し力を入れた方がいいのではないかなども感じます。その点についての考え方をちょっと伺いたいと思います。

議 長

政策企画

課 長

( 吉筋 恵治 君 ) 政策企画課長。

( 森下 友幸 君 ) 政策企画課長です。

佐藤議員の御質問にお答えします。

議員御指摘のように、約4億円のふるさと納税の寄附額のうち3億円、約77パーセントが電動アシスト自転車によるものでございます。件数にしましては、今年度698件、1件当たりの寄附額はほぼ45万円ということになります。ですので、1件当たりの金額が高いという状況があります。農産品を見ますと、メロンが740件で3,200万円ほど、トウモロコシが1,131件で1,900万円ほど、それからお茶が401件で1,200万円ほどとなっております。ですので、先ほど電動アシストは1件45万円ということでお話しましたが、メロンについては1件当たり4万3,000円、トウモロコシは1万6,000円、それからお茶は3万円程度ということになっておりまして、どうしても農産品については、1件当たりの寄附金

額が少ないということになります。ですので、今お話をさせていただきました件数だけを見ますと、結構メロン、トウモロコシ、お茶も伸びているかなと思います。あと、ほかの返礼品については、なかなか金額が少ないということですが、今お話をさせていただいた、電動アシスト、メロン、トウモロコシ、お茶だけで寄附額でいきますと、全体の93パーセントを占めておりまして、当初予算の質疑の中でも少しお答えさせていただきましたが、町として財源としてふるさと納税を伸ばしていくという時には、その財源確保という面では、たくさんの寄附が望めるところに力を入れていくというのもあるかと思います。それでまた一方、地域での産業の振興ということでは、いろいろな業種に参入していただくというのもあります。一時的には自治体の財源を確保するというのもあります。副次的に地域の産業振興をしていくとか、町のPRを進めていくというのがありますので、そこら辺バランス良く令和7年度については力を入れていきたいなど考えております。以上です。

議長

3番議員

(吉筋恵治君) 3番、佐藤明孝君。

(佐藤明孝君) 心情としては、寄附額が多い方に力を入れるというのは分からぬわけではないです。しかしながら、寄附額が多少少なくとも、やはり地場産品でございます、こういった農産物にやはりもう少し力を入れて世間にアピールするというのも、さらに寄附額を増やすところにつながらないかなと思います。したがって、ぜひこういった茶、米、トウモロコシ、確かにこういうところをもう少し力を入れて、やっていただきたいとも思うのですが、ただ電動アシストの業績は確かに大変上がっていますけれども、この電動アシストと森町とイメージをどのようにつなげるのかというところを考えますと、確かにこのアシスト自転車の心臓部を森町で製作されているということは分かりますけれども、そういったところを内外に示すには、もう少し何かインパクトがあるような内容が良いのかなと思います。しかしながら、

一番森町をPRするには、やはり特産物にもう少し力を入れていただくというところをお願いしたいと思います。それと先ほど町長の答弁にもございましたけれども、農産物等の供給等に関しては、やはり納税者に対して遅滞なくそれを送るということから鑑みると、やはりしっかりと納品してくれるような農家なり事業者が必要というのは、これ本当に分かります。したがって、そういうところを町で農業の振興の一環として、何らかのこの助成等を力を注いでいただいて、それをまたこのふるさと納税の返礼品に生かすということも必要だと、このように感じますが、その点についていかがでしょうか。

- 議長　（吉筋惠治君）町長、太田康雄君。  
町長　（太田康雄君）まず、アシスト自転車と森町が上手くつながっているのか、その点が上手くPRできているのかという御質問について私から、お答えをさせていただきます。

佐藤議員御発言のようにアシスト自転車、具体的に言えば、ヤマハ発動機の製品になるわけですが、このヤマハ発動機のアシスト自転車の心臓部分、ユニット部分が、現在、町内の工場において生産をされている、これによって森町の返礼品としての基準に合致しているということで取扱いができるわけでございます。さらに言えば、このヤマハ発動機のアシスト自転車につきましては、森町の事業所で研究開発され、製品化されてきたという歴史もございます。そういったことから、ふるさと納税の返礼品として扱わせていただいていることもそうでありますけれども、さらにはPASのふるさと森町、e-Bikeのふるさと森町という取組を通じて、このアシスト付き自転車PAS、e-Bikeと森町とのつながりを現在アピールするように取り組んでいるところでございます。さらにこの取組を進めていって森町と言えばe-Bikeのふるさと、e-Bikeといえば森町、というイメージをさらに強調してまいりたいと考えているところです。

- 議長　（吉筋惠治君）政策企画課長。

政策企画  
課 長

( 森下友幸 君 ) 政策企画課長です。  
佐藤議員の御質問にお答えします。  
農産品の返礼品の開発に力を入れて、農業振興に力を入れた方がいいのではないかというお話がありました。  
答弁の中で若干触っています返礼品の素晴らしいを伝えるために、ほとんどのふるさと納税は通販と同じようなポータルサイトから寄附者が商品を選んで寄附をしていただけているわけです。そこで魅力的な商品紹介がないと、なかなか目立てないということがあります。前にもお話しましたけれども、メロンですと、ただメロンの丸の玉がポンと置いてあるものだと、なかなか美味しいそ�でないので、カットしたメロンで、いかにもみずみずしくて美味しいような絵にするとか、そういう工夫をする必要があるということです。本年度、中間事業者と契約をしまして、そういうふたポータルサイトに掲載されている写真の改善を進めております。何枚改善するといらうという契約で進めているわけですが、そうやって、少しでももう伸びるということが分かっているお茶だとか、メロンのポータルサイト内の目立ちを P R していこうとしております。それから、地場産品がなかなか外に紹介されないというようなことがありますので、一般的によそで行われているわけですけれども、異業種間での連携、農家の農産品等を利用したお菓子を作るだとか、こうした新商品の開発をするだとか、また若干森町でも進めていますけど、森のブランディングを強化する、地域の特色を生かした商品作りを進めるだとか、そういうふたものを進める、そういうこともやっていかなきやいけないかなと考えております。どうしても、現在のふるさと納税につきましては、先ほど言いましたようにポータルサイト、通販に近いような形が大変ありますので、そういうなかなか通販サイトとかをやったことがないとか、業者さんのサポートを中間事業者と連携しながら進めてそういうふた農産品の返礼品の発掘、それから増加に力を入れていきたいなと考えております。以上です。

議 長	( 吉筋 恵治 君 ) 3番、佐藤明孝君。
3番議員	( 佐藤 明孝 君 ) ふるさと納税は非常に良い制度だとは思います。ふるさと納税というのは町長の答弁の冒頭にもありましたように、その自治体を応援する、あるいは返礼品のことも考えて寄附するということにあると思います。そして答弁にあったような魅力ある返礼品の発掘に関しては、今現在何か新しいものを考えていらっしゃるのかどうか、それと中間業者に対する手続等が非常に煩雑だと、一口に言うと面倒くさいともよく言われているのですが、こういったところの改善の考え方はあるのかどうか、この2点をちょっとお聞きしたいと思います。
議 長	( 吉筋 恵治 君 ) 政策企画課長。
政策企画 課 長	( 森下 友幸 君 ) 政策企画課長です。 佐藤議員の御質問にお答えします。
	新たな魅力ある返礼品の発掘というお話がありました。森町に工場があって、産品を生産している企業さんがありますが、まだその産品について、ほかの自治体ではふるさと納税の返礼品として出していないというものがあるということが分かりましたものですから、今そちらの企業さんと中間事業者を交えまして、返礼品として出す準備を進めているところです。ちょっとまだ決まってないものですから、企業名だとか商品名だとかお答えできないのですけれど、そこはメーカーさんでありますので、小売りができるということで、返礼品として一般の人に商品を届けるためには、メーカーさんから一遍その返礼品を扱う小売店さんを設定して、そこから発送をしていただくということがありまして、こういった準備を現在進めているところであります。世界的に名前が売れている商品でありますので、もし返礼品のアイテムとして登録されれば、ある程度の寄附額は見込めるかと、現在慎重に準備を進めているところであります。
	それから、中間事業者を使った手続の話ですけれども、どうしても事業者は寄附の申込みがあって、商品を用意して、それを寄

附者に的確に届ける、通販事業者と同等の責任がついて回ります。ですので、事業者には、確かにいろいろなことが煩雑ですけれども、ふるさと納税の返礼品を出品することによるメリットとなるたけ中間事業者を使いながら、お伝えしているところあります。事業者のメリットとしましては、ふるさと納税のポータルサイトへの掲載だけでなく、そこに掲載することによって、その企業さんの商品の広告効果が見込めます。それから、普通の通販サイトと違いまして、手数料は取りませんから、全国で通用している通販サイトに載せるような販路の拡大にもつながるということで、そういった事業者さんへのメリットを強調して中間事業者と連携して進めていきたいなと考えているところです。以上です。

議 長

( 吉筋 恵治 君 ) 3番、佐藤明孝君。

3番議員

( 佐藤 明孝 君 ) 分かりました。

それでは次に企業版ふるさと納税へ移りたいと思います。

企業版につきましては、今すごく伸びているのです。しかしながら先ほどの御答弁の中で森町の企業版につきましては、非常に件数も少ないし、金額的なものも大変少ないと。しかしながら寄附していただく企業につきましては、もう9割控除というすごいメリットがあるのです。損金算入等も加えての9割という形になるのですが、こういうところは当然、企業は御存知のはずです。したがって、先ほど町長からもトップセールス云々のお話がありました。ぜひ森町にございます企業と足重に通っていただいて、この企業版ふるさと納税のアピールもちょっと兼ねていただきたいと思うのですが、そういう考えを具体的にもしも計画されているならば、ちょっと御説明をいただきたいと思います。

議 長

( 吉筋 恵治 君 ) 政策企画課長。

政策企画

( 森下 友幸 君 ) 政策企画課長です。

課 長

佐藤議員の企業版ふるさと納税に関する質問にお答えします。

トップセールスというお話でありました。この企業版ふるさと納税で留意しなければいけないところとしまして、事業者の本社

が町内に所在する法人の場合は、この対象とならないものですから、トップセールスを行うにあたっては、そういった本社がないという業者に限られるということになりますので、そういったところに絞って行うことになるかと思います。それから具体的に計画しているかということにつきましては、現在のところ、いつこういうトップセールスをするとかという計画は立てておりませんが、町長の所信表明の中でもありましたように進めていくということを表明しておりますので、来年度以降、政策企画課政策企画係の人員が厚くなりますから、そういったものを計画していきたいなと考えております。以上です。

- 議長　（吉筋惠治君）町長、太田康雄君。
- 町長　（太田康雄君）私から少し補足をさせていただきますが、まず町内にある企業ならば全て森町に対して企業版ふるさと納税をすることができるかどうかという説明については、先ほど課長が答弁したとおりであります。私は、ここ数年、例えば新茶の時期にお茶を持ちながら町内の企業を訪問するということを実施しておりますが、その際には森町への企業版ふるさと納税が可能な企業に対しましては、そのことについてもお願いをさせていただいておりますし、また様々な案件、要件で町長室に来られる企業もいらっしゃいます。そうした折にも、企業版ふるさと納税をお勧めしているということで、現在のところトップセールスを行っているところです。
- 議長　（吉筋惠治君）3番、佐藤明孝君。
- 3番議員　（佐藤明孝君）分かりました、これからもよろしくお願ひしたいと思います。
- それで、企業版ふるさとについて、最後の質問になります。
- 税額控除の特別措置というのは令和6年度で終わるということになっていますが、令和7年度以降はどうなるのか、その点だけちょっとお聞きしたいと思います。
- 議長　（吉筋惠治君）政策企画課長。

政策企画 課 長	( 森下友幸 君 ) 政策企画課長です。 佐藤議員の御質問にお答えします。 その税制のことについて正確な情報を持ち合わせておりませんけれども、当初の町長の答弁からありましたように企業版ふるさと納税マッチング支援サービスを今年度福岡県の業者さんと契約をさせていただきまして、進めているところであります、その中でも来年度以降も企業版ふるさと納税の制度は継続していくという話を聞いておりますですから大丈夫かと思います。以上です。
議 長	( 吉筋恵治 君 ) 3番、佐藤明孝君。
3番議員	( 佐藤明孝 君 ) それでは次に、職員の資格の取得の関係についてお聞きいたします。
	町長から非常にありがたい答弁が最後に出ました。ドローンの操縦等については、一人 40 万円ぐらいかかるてしまうし、20 時間もかかるてしまうということですが、令和 7 年度の予算について二人分、そういうものを予定で入れているということですが、一番早い時期になると令和 7 年からというので 4 月以降に当然なると思うのですが、しかるべき人というお話があったのですが、これはやはり危機管理課から人員を出されるのか、ちょっとその点確認したいと思います。
議 長 防 災 監	( 吉筋恵治 君 ) 防災監。 ( 小澤幸廣 君 ) 防災監です。 佐藤議員の御質問にお答えします。
	ドローンの資格取得について来年二人分の予算を計上しているということで、しかるべき職員というのは危機管理課の職員になるのかという御質問でございますが、このドローンの利用につきましては、一応災害時の現場調査ということで、危機管理で予算計上をしました。今年度、1 機ドローンを購入しております。ですが、利用につきましては町全体で活用していきたいと考えております。先ほどの答弁で申し上げましたように観光 P R、シティ

プロモーション、または移住定住のPR、その辺で用途としてはいろいろ考えられます。二人分ということで一応危機管理課職員を中心に考えてはおりますが、関係する課、災害調査ということでも危機管理課職員が現場に出て調査をするとは限りませんので、そういうた關係事業課等でその辺もちょっと声をかけていきたい、今のところははつきりどの職員が行くということはちょっと今後検討していきますが、一人は危機管理課で考えておりますが、その辺は今後、検討していきたいと思っております。以上です。

議長

3番議員

(吉筋恵治君) 3番、佐藤明孝君。

(佐藤明孝君) 分かりました。

この資格というのは、やはり通常窓口等でいろんな人に対応する職員の人にとって、資格は本当に必要なものと私考えております。そして職員を各種資格の有資格者と位置付けることは、福利厚生面からも有意義なものと考えますが、その点については考え方どうでしょうか。

議長

(吉筋恵治君) 佐藤議員に申し上げます。

資格が職員の福利厚生という辺りがどのような考え方を持って質問しているのか。

3番議員

(佐藤明孝君) 中途半端になってしまって申し訳ないです。

資格の取得というのは、いわゆる職員のキャリアアップとか、やる気につながるものと考えるので。したがって、それらをひと解けば福利的なもの、厚生面的なものとしても何らかのつながりが出てくるのではないかなど、こう感じるところで資格取得について当局はどう考えるか、その点の御答弁をいただきたいと思います。

議長

総務課長

(吉筋恵治君) 総務課長。

(平田章浩君) 総務課長です。

佐藤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

資格につきましては、町長の答弁でもありましたように、職員互助会から補助金を出して、互助会としても推進をしているところであり、佐藤議員おっしゃっておりますキャリアアップだとかモチベーションの向上というような目的で実施をさせていただいております。

議長　（吉筋恵治君）3番、佐藤明孝君。  
3番議員　（佐藤明孝君）分かりました。

職員の互助会があつてそこから一人1万円以内で補助が出ているというところで、ただこの1万円という金額でどういった資格が取れるのかというところをちょっと詳しくお聞きをしたいのですが、ちょっと時間的にあれなものですから、国家資格についてはもう本当にいろんな種類がございます。その中でも1級、2級、3級と段階的に分かれているものがございますけれども、職務をこなしながら取得できるというものが多々ございます。これについては例えばITパスポート、FP、ファイナンシャルプランナー、あとはMOS、マイクロオフィススペシャリストといろいろな資格ございますが、こういった具体的ないろいろな資格がありますけれども、役場の各課についてはこういうものが必要ではないか、例えば危機管理課についてさっき言ったドローンもそうですが、危険物の取扱いとか、電気の工事士、防火管理者、衛生管理者というと保健福祉的なものになるとは思うのですが、さらには防災士こういったものもございますが、こういった具体的な個々職員のそれぞれその間に応じたような資格が必要と考えるところもあると思いますけれども、こういったところの考え方について最後にお聞きしたいと思います。

議長　（吉筋恵治君）総務課長。  
総務課長　（平田章浩君）総務課長です。

佐藤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

各課職務で必要な資格につきましては、先ほどドローンの国家資格という話がありまして、町の予算で職員に取らせるというよ

うな形で答弁をしております。職務として必要な資格については予算を取りまして、その予算の中で資格を取っていただくということでやらせていただいております。先ほど答弁いたしましたキャリアアップであるとか、モチベーションアップのための職員互助会の1万円以内の助成につきましては、各課で必要な業務で必要な資格ではなくて、先ほど佐藤議員もおっしゃったとおり、キャリアアップであるとか、モチベーションの維持というために資格を取る場合に1万円以内の助成をするというものでございます。町としまして、各職員それぞれどのような資格を取っているかということで資格台帳というものを作っております。今年度につきましては40の資格についてそれぞれ職員がいつ取得したかということを確認させていただいております。以上です。

- 議長 (吉筋惠治君) ここでしばらく休憩いたします。
- (午後 1時55分 ~ 午後 2時 5分 休憩)
- 議長 (吉筋惠治君) 休憩前に引き続き一般質問を行います。
- 11番、西田彰君。
- 質問は一問一答方式です。
- 登壇願います。
- 11番議員 (西田彰君) 11番、西田彰でございます。
- 私は一問一答で1問、質問をいたします。
- 学校給食無償化についてでございます。
- 学校給食無償化の自治体が全国に広がっております。子育て支援が一番の理由ですが、さらには人口減少の中で、少しでも他市町村に先駆け、子育て世代の移住者を増やしたいという思いが伝わってきます。無償化するには、継続した財政運営が欠かせないところでありますが、先行する自治体では、国の地方創生臨時交付金を財源とする自治体が多くあります。私たちが行ったアンケートでは、物価の高騰で暮らしが大変になったとの声と給食費の無償化を求める声が他の質問を大きく上回っております。町長、昨年の新生児は森町で何人でしたでしょうか。このまま森

町の出生児数が減少を続けていいのでしょうか。子育て支援のためにも、学校給食の無償化を実施する考えはありますでしょうか。

議長　（吉筋 恵治　君）町長、太田康雄君。

町長　（太田 康雄　君）西田議員の学校給食無償化についての御質問にお答えいたします。

まず、「昨年の出生児は何人でしたか。」について申し上げます。

森町で出生した子供について、健康こども課では母子保健事業で実施する健康診査や健康相談の対象児として、月ごとの人数を把握しております。出生数については、国的人口動態調査における1月から12月までの年次の人数とは異なり、4月から3月までの年度の人数を基に、母子保健事業を進めておりまして、令和5年度の出生数は53人でございました。年々、出生数は減少しておりますが、その後に各年度の子供の人数がどのように増減しているかを見てみると、令和7年2月末時点での令和元年度は出生数70人に対し92人に、令和2年度の出生数80人に対し92人に、令和3年度の出生数78人に対し92人に、令和4年度の出生数73人に対し85人に、令和5年度の出生数53人に対し57人と、いずれの年度も増加しております。これは、他市町で出生するものの、ある年齢になると、森町に転入する人や子育て世帯の転入による効果であると考えております。

次の「このまま森町の出生児数が減少を続けていいのでしょうか」につきましては、少子化対策として、現在実施しております子育て支援に関する主な事業について申し上げます。子育て支援といたしまして、出産・子育て応援事業の伴走型相談支援事業、オンライン赤ちゃん健康相談、オンライン子育て相談などによる従来の相談事業のほか、今年度から、さらなる育児不安軽減の取組として、病気や気になる症状等を気軽に相談できる医療相談アプリを導入しております。また、出産・子育て応援事業として、妊娠届出時、出産後にそれぞれ5万円を支給し、森っ子就学応援金事業として、小学校、中学校、高等学校等に新入学する子供の保

護者に対し、小学生、中学生には3万円、高校生等には5万円の支給を開始しております。さらに、認可保育園の新規開園による保育の受け皿の拡大や0歳から2歳までの第2子の保育料無償化を実施しております。このように子育て家庭への経済的負担の軽減や相談・健康診査や必要なサービスを行い、安心して子育てができるよう、子供の成長に寄り添った子育てしやすいまちを目指しているところであります。

次に「学校給食無償化について」お答えいたします。

学校給食事業につきましては、児童・生徒が給食を通して望ましい食習慣を身につけ、適切な栄養摂取により健康の保持増進を図ることができるよう食育を推進するとともに、健康的で栄養バランスのとれた安心・安全でおいしい給食を提供するため、安定的で良質な食材を購入して実施をしているところであります。事業の費用につきましては、「学校給食法」における規定に基づき、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費、並びに調理などに要する経費については学校設置者の負担とし、それ以外の経費、食材料費等については保護者の負担として学校給食を実施しております。現在、給食費の1食の単価を小学生263円、中学生310円、幼稚園児258円と定め、学校給食費として保護者に御負担をいただいておりますが、近年の食材料費の物価高騰の状況を鑑み、子育て世代の負担軽減を図るため、本年度は「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、児童・生徒の給食費の一部として約686万円を補助しております。この「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を通じた地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに事業を実施できるように創設された交付金でございます。令和6年3月の定例議会におきまして「学校給食のあり方及び学校給食の無償化」について一般質問をいただいておりますが、その際「ふるさと応援基金」は、寄附者の善意の寄附によるふるさと納

税が原資であり、恒久的な財源とはいえないため、学校給食費に経済的に充当していくことはふさわしくないと考えていることを申し上げました。同様に、この「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」につきましても、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に掲げる物価高の克服の事項についての対応とされており、恒常的な財源とはいえないため、学校給食費に経済的に充当していくことはふさわしくないと考えております。引き続き、学校給食費につきましては、子育て世代にかかる経済的な負担軽減対象の一つと位置づけて、意識しながら学校給食事業に取り組むとともに、保護者の皆様に御負担いただいている給食費と町の給食運営にかかる経費の中で子供たちにとって最善の給食が提供できるよう取り組んでまいります。また、昨年12月に、文部科学省が全国の自治体における給食無償化の取組み実態や成果・課題を調査し、課題を整理して具体的な方策を検討する予定であることを発表しました。今後の学校給食無償化にかかる新たな取組に対し、速やかに森町での対応が検討できるよう国や県の動向を注視してまいりたいと考えております。以上申し上げまして、答弁といたします。

議 長

( 吉筋 恵治 君 ) 11 番、西田彰君。

11 番議員

( 西 田 彰 君 ) それこそ国の新年度予算の中にもこの学校給食無償化が議論として挙がっております。この学校給食費無償化は、まず1点は保護者の負担軽減です。それから子供の健康と学習機会の向上、これは全ての児童に当てはまります。栄養バランスのとれた給食を受けられる、無償化で子育て支援、少子化対策に寄与する、このようなメリットがあるわけです。町長が3月の所信表明で、いろいろ子育てを応援しているということで、いくつか挙げられましたが、その中でたくさんありますが、本当に家庭、また子育てを支援するということになりますと、三つだと思います。出産・子育て応援事業、森っ子就学応援事業、物価高騰による給食費の一部負担、これが主な支援策だと思います。0

歳児から2歳児を対象に、第2子以降無料とするとか、幼稚園、小学校、児童クラブ、子ども教室、また外国語教育、居場所づくり、通級指導教室は当然やらなければいけない事業という中で、この三つの事業というもので、本当に子育て、また義務教育の無償化が進む中で、給食費の無償化というのも当然進めるべきだと考える中で、この三つ以外には大きく支援策としては、私はないと、これはやるべきことであって、当然どこのあれでもやるという中で、森町独自の支援ということも必要だと考えますが、その辺はいかがでしょう。

議長

町長

(吉筋惠治君) 町長、太田康雄君。

(太田康雄君) 子育て支援の事業について森町が令和7年度で取り組もうとしている事業について、やって当たり前の事業だと、どこでもやっている事業だという御指摘でございましたが、例えば就学応援金事業について、確かに全国探せばやっているところはあるかと思いますけれども、どこでもやっている事業ではなくて、これは近隣市の様子を見てやっていることではなくて、森町独自の事業として取り組んでいる事業でございますので、認識を改めていただければと思います。

議長

11番議員

(吉筋惠治君) 11番、西田彰君。

(西田彰君) 町長、私が言ったのはこの三つ、出産・子育て応援事業、森っ子就学応援事業、物価高騰による給食費一部負担、これは素晴らしいと、これは子育てに寄与していると私は言いました。それ以外のことです。0歳児から2歳児の育児に困っている人たちの一時支援とか、虐待や貧困、ヤングケアラーを支援するというのは、当然やらなければいけないことです。この三つを私は評価しているのです。ですから、今言ったのはちょっと町長。

議長

(吉筋惠治君) 西田議員に申し上げます。

西田議員の今日の一般質問の趣旨は、子育て支援のために学校給食の無償化を実施する考えはあるか。したがって、学校給食の

無償化に資する、なぜ学校給食無償化が必要か、無償化すべきだと言っている、その趣旨に沿っての質問に限定したいと思いますけれども。

11 番、西田彰君。

11 番議員 ( 西 田 彰 君 ) 先ほど言いましたように、保護者の負担軽減とか、栄養バランスのとれた給食を受けられるとか、そういったものでこういった家庭、そして子供たちにも本当に必要なものだということで今質問しておりますので、それに今、町長は私が言ったことに対するは、ちょっと認識を変えてほしいと。私は就学応援金でも認識をしています。私はそれを言っただけであつて。

議 長 ( 吉 筋 惠 治 君 ) 各市町において、いわゆる子育てや若者支援というのは、それぞれの違う政策が自治体である。だから、そういう中に、西田議員が言った政策も入っていますが、あくまでも、西田議員の給食無償化については、なぜ給食無償化が今必要なのかという、こうだから給食無償化を進めるべきだということを論理的に言ってもらう方が、ほかの政策とはまた別のものとして言っていただく方が、当局は分かりやすいかなと思いますが、

11 番議員 ( 西 田 彰 君 ) 少し食い違いがあつたりしているかもしれません。

どういった国の動きになるか分かりませんが、先ほど町長も言ったように、国とか県の動きがそういった無償化に向かっていくであれば、やるということありますが、私、今回この給食無償化は3回目です。その度に、受益者負担の原則というものがいつも言われます。その受益者負担は原則だというものがそのまま町が引き続いて持っていくのであれば、国県がもし無償化をすると言ったときにネックになると思うのですが、その辺はどうでしょう。

議 長 ( 吉 筋 惠 治 君 ) 町長、太田康雄君。

町 長 ( 太 田 康 雄 君 ) まず、先ほどの西田議員の御質問に対し

て、私が質問の趣旨を十分理解できていなかったので、不適当な答弁になりましたことはお詫び申し上げます。

以下については学校教育課長からお答えします。

議長（吉筋惠治君）学校教育課長。

学校教育課長（塩澤由記弥君）学校教育課長です。

ただいまの西田議員の御質問にお答えいたします。

御案内のとおり、国でも、来年度、全国において学校給食がどのような運用をされているかという調査を行い、またその先に無償化ということを踏まえて、検討していくというような発表がございましたので、国としての取組が示されてくると思いますので、その状況を踏まえながら、町としても対応していくということで、お答えしたとおりでございます。なお、今現在、国で検討する前の状況ですけれども、受益者負担というようなお言葉をいただいております。そのような中の今現状の認識でございますが、国の義務教育学校における給食の改善充実方策についての審議会等あります。その中の答申の中で、受益者負担という言葉を使っておりませんが、食費が一般的には個人の負担に帰するべきものでありということで、やはり今の段階では、制度としては、個人負担、受益者負担というスタンスで制度ができているということございます。以上です。

議長（吉筋惠治君）11番、西田彰君。

11番議員（西田彰君）1点ちょっと確認ですが、この学校給食費の費用の徴収というのは今、役場でやっているのか、学校、教師の皆さんのがやっておられるのか、ちょっと確認させてください。

議長（吉筋惠治君）学校教育課長。

学校教育課長（塩澤由記弥君）学校教育課長です。

ただいまの西田議員の学校給食費の徴収についての御質問でございます。

答弁の中にもありましたように、定額で小学生263円、中学生310円、幼稚園児258円というような1食単価がございますので、

各月で学校で食数を取りまとめまして、それを年間通じて、月ごとの集金額を決めまして、最終2月ですけども、最終の集金月に1年間を通して精算するというようなパターンで、学校で、教諭というよりも事務職員が担当して、学校の納金と一緒に集金をしていただいております。集金という言葉を使わせていただきましたが、実際には口座振替で対応しております。以上です。

議長（吉筋恵治君）11番、西田彰君。

11番議員（西田彰君）先ほどメリットの中に、この今の答弁は入れてございません。学校の負担も、事務職員がやるということですが、その負担も無償化することによって、軽減されるということに入ると思います。それと共に、給食の無償化に伴って、その地産地消という地域の農産物などを使った給食も提供できるということも質問の中に前回も言っているのですけども、なかなか全てが調達できるというのは難しいということですが、その辺の給食に使う食材名などの地産地消というのは、その後どのような状況になって進んでいるのでしょうか。

議長（吉筋恵治君）西田議員に申し上げます。

地産地消ということと学校給食の無償化というのとでは、少し論理がずれていると思います。

質問の仕方を変えてください。

11番、西田彰君。

11番議員（西田彰君）子供たちに食育という意義を与えるための学校給食、その中に地産地消とかそういったものがあると思うのです。そこの担当課での考え方、それを今一度お願いします。

議長（吉筋恵治君）学校教育課長。

学校教育課長（塩澤由記弥君）学校教育課長です。

課長（西田彰君）ただいまの西田議員の食育に対する取組、考え方というような御質問でございました。

例年、森町ではお米やお茶を学校の給食で利用するようにいたしております。また地元に柿があつたり、トウモロコシがあつ

たり、いろいろな食材がありますので、栄養士が工夫をして、その時期に適した森町での産物を利用した給食を提供し、また提供するだけではなくて、その背景といいますか、森町の農業の状況であるとか、そういったものも含めて、学習機会として持つことによって、地元への食の思いとかいうのを含めて給食で提供をさせていただいております。以上です。

議長

11番議員

(吉筋恵治君) 11番、西田彰君。

(西田彰君) 森町が農業を中心とした産業の中心を兼ねている中で、給食費、給食の材料が地産地消で、もっともっと利用されていくのがいいかなと思います。経営者会の皆さんのが、究極の米、コシヒカリを提供しておるわけですけども、非常に良いことではあると思います。しかし実際には、なかなかお米そのものの利用というのは、どうもちょっと少ないように思うわけですけども、それは学校側の給食の食材のあれに関しては、私たちはあんまり言えないわけですけども、森町のお米というのは、どの程度の利用ですか。分かりますか。

議長

(吉筋恵治君) 西田議員に申し上げます。

学校給食の無償化と地産地消という問題とは、別物の論理だと思います。また、地産地消を進めたら学校給食に無償化になるという論理の基の発言は違うと思いますが、地元の米をたくさん使ったからといって、別に学校給食が無償化につながるということではないと思いますので、あくまでも学校給食の無償化の趣旨に沿った質問をすべきであると思います。

11番、西田彰君。

11番議員

(西田彰君) 今のこの物価高騰の中で支援策、様々されているわけですけども、給食費が父兄に与える家計負担というか、そういったものは当然多子世帯になれば大きくなるわけですけども、多子世帯に対する支援も当然されていると思うのですけども、例えば小学校で3人いる、4人いる、という家庭も当然あると思いますが、それによって負担の軽減というものは、例えば

小学生、中学生が4人いるという家庭でどのくらいの軽減になっているのでしょうか。

議長　（吉筋惠治君）学校教育課長。

学校教育課長　（塩澤由記弥君）学校教育課長です

ただいまの西田議員の多子世帯への給食費の対応についてという御質問でございます。

実際、制度として多子世帯に対して、学校給食費を軽減する対応というのは、特にとてございません。ただ、やはり学校給食が廉価、価格が低く、良好な給食を確保するために、静岡県給食センターでありますとか、静岡県での取組で食事をお米であるとか、牛乳であるとか、恒常に安価なものを供給するために組織ぐるみで、森町ももちろんですけれども、取り組んでおります。したがいまして、おそらく1食単価、今の物価高騰の中ではかなり低い単価ではないかと思うのですけれども、そのような中で十分な給食を作るということに注力しているところでございます。

以上です。

議長　（吉筋惠治君）11番、西田彰君。

11番議員　（西田彰君）そうすると、例えば4人子供がいるというと相当大きな負担になります。中学生で大体年間5万円ぐらいと聞いていますが、二人いれば10万円で、小学生がいれば、七八万円になると思うのですけど。それを当然いただくわけですけども、支払いが滞るという事例、当然あると思うのですけども、どうですか。

議長　（吉筋惠治君）学校教育課長。

学校教育課長　（塩澤由記弥君）学校教育課長です。

西田議員の御質問でございます。

多子世帯が給食費の支払いが滞るではないかという御質問でございます。多子世帯だから給食費の納入ができないということは特にございません。ただ、制度といたしまして、就学援助制度というのがあります。要保護世帯とかそれに準ずる準要保

護世帯に対しましては、給食費の助成をしておりますので、所得の少ない世帯に対しては、そのような制度がもう既にあって、実施しているというようなことでございます。以上です。

議 長

11 番議員

( 吉筋 恵治 君 ) 11 番、西田彰君。

( 西 田 彰 君 ) 最後の質問ですが、来年度になるか、再来年度になるか分かりませんが、国が無償化に取り組むということであれば当然、町もその方向でいくということだと思います。文言は違うと課長の答弁がありましたけども、受益者負担、それはもう撤回するということで、無償化にその時点では、国が進めれば乗ってということでよろしいのでしょうか。

議 長

学校教育

課 長

( 吉筋 恵治 君 ) 学校教育課長。

( 塩澤由記弥 君 ) 学校教育課長です。

ただいまの西田議員の御質問でございます。

国の制度等が整備された後には町もそのようになるかというようなことでございます。もちろん町といたしまして保護者に対する対応も今現在取り組んでいるところでもございますので、そのような方向の流れから国や県の動向を注視して、検討していくというようなことは十分考えております。以上です。

議 長

( 吉筋 恵治 君 ) 引き続き一般質問を行います。

2番、清水健一君。

質問は一問一答方式です。

登壇願います。

2番議員

( 清水 健一 君 ) 2番、清水健一でございます。

私は通告どおりに、一問一答で町長にお伺いをいたします。

学校跡地利活用についてお伺いをします。町では、閉校となつた三つの小中学校跡地について、地域と立地の現状にふさわしい利活用を目的に進めていると認識をしています。三倉小学校跡地利用については、2月 15 日に地域説明会を開催したとも聞いております。そこで、以下の点についてお伺いをいたします。一つ目、三倉小学校跡地は三倉地区の避難所に指定されていると思うが、

三倉小学校跡地利用が始まった場合、避難所としての扱いはどうなるのか。二つ目、地域説明会で当局に質問が出ていると思いますが、主な質問はどのようなものでありましたか。三つ目、天方小学校跡地利用について現在どのようにになっているのか、以上3点についてお伺いをいたします。

議長（吉筋恵治君）町長、太田康雄君。

町長（太田康雄君）清水議員の「学校跡地利活用について」の御質問にお答えいたします。

1点目の「三倉小学校跡地は三倉地区の避難所に指定されていると思うが、三倉小学校跡地利用が始まった場合、避難所としての扱いはどのようにするのか。」について申し上げます。

三倉地区の避難所につきましては、現在、三倉総合センターと旧三倉小学校を指定避難所及び指定緊急避難場所として指定しております。指定避難所とは、災害により自宅に戻れなくなった人が一定期間滞在し、生活を送るための施設で、一方、指定緊急避難場所は台風や大雨などの災害から命を守るために一時的・緊急的に避難するための施設となります。いずれの場合におきましても、災害発生時または災害の発生が予想される場合に避難する施設であるため、施設の安全性が確保されていることが重要となります。

さて、旧三倉小学校につきましては、指定避難所・指定緊急避難場所に指定をしているものの、校舎と体育館のほとんどが土砂災害警戒区域（いわゆるイエローゾーン）、校舎と体育館の一部が土砂災害特別警戒区域（いわゆるレッドゾーン）に含まれており、立地上、安全性に課題を抱えております。県の指定であります土砂災害警戒区域（イエローゾーン）とは、崩壊した土石等によって、被害を受けるおそれのある区域で、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）とは、崩壊した土砂等によって、住宅等の建築物が倒壊し、住んでいる人の生命や身体に大きな危害が生じるおそれがある区域を示し、イエローゾーンよりもレッドゾーンの方が危

険度が高くなります。しかしながら、校舎や体育館の建物自体が堅ろうであることや、他に大人数を収容できる公共施設がないことから、安全性に課題を抱えていながらも、現在、旧三倉小学校を指定避難所、指定緊急避難場所としているところあります。

さて、このような状況のなか、令和7年度に天方コミュニティ防災センターが完成する予定となっており、完成後、天方コミュニティ防災センターは、指定避難所・指定緊急避難場所として指定をする方針で、使用することが可能となります。また、旧泉陽中学校においても、校舎裏山の黒石南沢の県の砂防えん堤工事が今年度完成し、安全性が確保されたことにより、三倉地区・天方地区の指定避難所の割振りを見直し、安全性に課題がある旧三倉小学校については、指定避難所・指定緊急避難場所の指定を解除したいと考えております。したがいまして、旧三倉小学校の避難所としての扱いにつきましては、跡地利用の開始に関わらず、指定避難所・指定緊急避難場所の指定を解除することになります。三倉地区の避難所の見直しにつきましては、昨年9月と11月の2回にわたり、町内会長を中心に地域住民の皆様に御説明をさせていただき、一定の理解は得られたものと認識をしております。一方で、三倉地区につきましては、災害時、道路の寸断等により、避難所に到達することができず、孤立してしまう状況も想定されます。孤立につきましては、指定避難所の場所に関わらず、集落などの単位で発生することも大いに予想されるため、指定避難所を安全性の高い施設に変更することと併せて、防災資機材や避難生活に必要となる物資の配備など、集落ごとの孤立対策を進めてまいりたいと考えております。

2点目の「地域説明会で当局に質問が出ていると思うが、主な質問はどのようなものか。」につきまして申し上げます。

去る2月15日土曜日に三倉小学校跡地利活用の優先交渉権者による地域説明会を開催いたしました。まず、この説明会に至る経緯といましましては、令和2年8月に行いました地域住民等を

対象としたアンケート結果を参考としつつ、4回の森町小中学校跡地利活用検討委員会で御議論をいただき、令和4年9月に利活用方針を決定させていただきました。その方針では、「民間による利活用を基本として、校舎、体育館、グラウンド及びプールを一括して活用できるところに売却・貸付けを優先します。観光振興（特にアウトドア）に資する利活用を目的とします。」とされております。その後、令和5年5月にサウンディング型市場調査を実施し、9月に公募型プロポーザル募集要項を公表、12月には提案事業者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し「森町小中学校跡地利活用事業審査委員会」による審査の結果、磐田市内で室内外のドックスポーツトレーニングなどのドックパークを経営しているD-HEARTS DOG SPORTS CLUBを優先交渉権者と決定したところでございます。なお、この審査会での委員の意見としては、「犬好きな人たちの集まりの将来性を期待したい。利用者が地域で飲食・観光するなどの地域還元を期待する。にぎわい、需要、人流の増加に期待する。」といった御意見等もいただいております。また、審査講評の個別事項として、「動物を扱うことは、重要なポイントである。臭気、騒音及び安全面等、地域の理解が必要である。」としております。その後、事業実施協定締結に向けた町の諸課題の整理を行い、指定避難所、指定緊急避難場所としての課題、臨時防災ヘリポートの課題、グラウンドの地域利用の課題等について検討を行ってまいりました。そしてその検討結果を基に、9月末に三倉地区の町内会長の皆様を対象に、防災に関する町の考え方を提示し、御意見等をいただき、再度11月に意見交換を行いまして、一定の御理解が得られると理解しております。これら町の諸課題への対応が整いましたので、12月中旬に三倉地区の町内会長の皆様を対象とした優先交渉権者による提案事業説明会を開催させていただきました。なお、当説明会で説明された事業内容につきましては、三倉地区町内会長会会長が説明会のポイントを整理し、地域説明会の開催通知と

合わせて三倉地区の全戸に配布いただいたところでございます。このような経緯のもと、2月15日に優先交渉権者による地域説明会が開催されております。

さて、この説明会で当局にいただきました質問でございますが、「指定避難所は跡地利活用事業とは関係なく変わるものか。」「月額1,000円の貸付料が妥当である根拠はあるか。」「維持費が年間いくらかかっているのか。」「消防団員の訓練場所としてはどうなるのか。」というものがあったと報告を受けております。また、御意見として伺った点では、「もっと早いタイミングでこれまでの過程を説明すべきである。」「三倉地区は限界集落なので、今後どのようなことが起こるか分からぬ。緊急の場合を想定してヘリポートを三倉小からなくして跡地の話をするのはおかしい。」「北部地区を中心に公共施設をつぶしており、北部を見限っているような対応だと感じる。」「北部をもっと大切にしてほしい、一部では頑張って子供も増やしていることを理解し、評価してほしい。」といったものがあったと聞いております。そして、この地域説明会以降、いただきました御質問や御意見、またアンケートの自由記載欄に記入いただいた事項に対する回答を準備してまいりましたが、去る3月11日に優先交渉権者から「地域の理解とより良い事業展開のため、事業実施協定締結前に地域住民への説明会（意見交換会）を開催しましたが、十分な理解が得られず、事業実施が困難であると判断したため、優先交渉権者として三倉小学校跡地の利活用を辞退します。」と辞退届が提出されましたので、受理いたしました。なお、優先交渉権者の三倉小学校跡地利活用検討委員会の皆様に御報告申し上げたところであります、今後、回覧等でも周知を図ってまいります。

3点目の「天方小学校跡地利用の現在の状況について」申し上げます。

天方小学校跡地の利活用につきましては、令和6年9月議会の

一般質問において、平川議員から御質問をいただき、「閉校からの時間の経過とともに、新たな行政課題等も考慮した上で、行政利用も含め再度検討する必要があると判断したところであり、方向について研究・検討を行っている状況」と答弁をいたしました。現在も状況は変わっておらず、「まちの活性化、課題解決に向けて民間事業者と連携を強化」することを軸に研究・検討を進めているところでございます。今後、方向性を決定していく天方小学校跡地の跡地利活用が、町の課題解決、事業者の持続可能なビジネスモデルの構築、地域の活性化につながるよう、地域の皆様の協力を得ながら引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上を申し上げまして、答弁といたします。

- 議長 (吉筋恵治君) ここでしばらく休憩します。
- (午後 2時53分 ~ 午後 3時 5分 休憩)
- 議長 (吉筋恵治君) 休憩前に引き続き一般質問を再開します。
- 2番議員 2番、清水健一君。
- (清水健一君) それでは答弁を聞きましたので、再質問をさせていただきます。
- 森町のハザードマップ、これA3なので小さい字だったので見まして、確かにイエローゾーン、レッドゾーンに入っています。この地区のレッドゾーンの指定というのは、いつ頃指定されたのか、お伺いします。
- 議長 (吉筋恵治君) 防災監。
- 防災監 (小澤幸廣君) 防災監です。
- ただいまの清水議員の御質問にお答えします。
- この三倉小学校の場所のイエローゾーン、レッドゾーンの県の指定がいつ行われたかという質問かと思われますが、種類別に指定はあります急傾斜地の崩壊の指定、土砂災害警戒区域の指定が平成27年3月31日で、一方、土石流の土砂災害警戒区域の指定が平成26年1月21日ということで、1年ぐらい前に先に土石流の指定がされ、翌年、急傾斜地の崩壊の指定がされたということ

	とでございます。以上です。
議長	( 吉筋 恵治 君 ) 2番、清水健一君。
2番議員	( 清水 健一 君 ) これは平成 12 年 2 月の土砂災害防止法というものが始まってから、例えば広島であったりいろいろな西日本であったりして、そこから来たのだと認識をしておりまして、県もそれからいろいろな地区のデータから出てくるところを指定していったということです。これが平成 27 年と平成 26 年ということで、実は令和 3 年にここの学校は閉校になっていますよね。ということは指定をされた後にも、三倉小学校の児童さんたちは危険な状態であったということは事実になりますね。どうでしょうか。
議長	( 吉筋 恵治 君 ) 防災監。
防災監	( 小澤 幸廣 君 ) 防災監です。
	清水議員の再質問にお答えをいたします。
	令和 3 年に三倉小が閉校になったということで、指定をされてからも小学校としては危険な状態であったかという御質問でございますが、これにつきましては、指定はあくまで平成 26 年、平成 27 年ということでございますが、この指定を機に学校の編成とか、廃止とかという流れはなかなか難しいかと思われます。議員おっしゃるとおり、その間は区域の指定されたまま学校として、それまでは小学校として学習をしていたということになります。以上です。
議長	( 吉筋 恵治 君 ) 2番、清水健一君。
2番議員	( 清水 健一 君 ) 事実はそうなりますよね。
	そしてその間に土砂を止める工法もいくつかあると思うのですが、ここ三倉の傾斜地についてそれが当てはまるかどうか分かりませんが、例えばその間に三倉小学校を避難所として使うために、小学校の児童たちが安全安心に勉強ができる状態にしておくために、土砂を遮る工法だとか、難しいのはあります。何か大きな土石流を止めるような工法もあると聞いていますけども、そ

議 長  
教 育 長

の辺の検討はされてきたのでしょうか。

( 吉筋 恵治 君 ) 教育長、野口和英君。  
( 野口 和英 君 ) 教育長です。

ただいまの清水議員の御質問にお答えします。

三倉小学校の体育館等大規模改修した際に、裏には防護壁もその際に設置をしているということでございます。また、土砂災害等の危機が差し迫った場合には、もうその前に事前に子供たちは帰宅、あるいは自宅待機となりますので、その辺の安全については、一応ある程度確保されているのではないかと考えます。以上です。

議 長  
2番議員

( 吉筋 恵治 君 ) 2番、清水健一君。  
( 清水 健一 君 ) 子供たちの安全はその時は確認できているよということでしたけども、ここ避難所になっていますので、その避難所として使った時に、今回は一度も開設がなかったということで、結果的にはオーライだったのかもしれませんけども、あそこを開設した時に避難をしてきた人たちが、そういう危険な状況の中に追い込まれるということについて、そのために何か防護柵もしくは崩壊土砂防護補強土壁というようなものがちょっと調べたらあったのです。そういうので結構いろいろなところが止めていると書いてありますが、ここがそれに当てはまるかどうかは確認できませんけども、学校の時はもう事前に逃げられます、だけど災害はいつあるか分からない、あそこが開設された時に避難してきた人たちがそういう目に遭わぬために町としてはどのような施策をとつてみえたでしょうか。

議 長

( 吉筋 恵治 君 ) 清水議員に申し上げます。

清水議員の質問は、三倉小学校跡地利用が始まった場合、避難所としての扱いはどのようになるかと。過去の話ではなくて、今からの話の質問だと思います。

2番議員

2番、清水健一君。

( 清水 健一 君 ) では質問を変えます。

今日は御辞退をされたということを今、町長の答弁で聞きましたけども、そのような話は知らなかつたので、そうするとこの状態のところで、避難所として指定を解除していきますというところに新しい業者さんが入つて、そこで営業なり事業をやられるということは、その業者さんにとっては大変危険な状況になるのですが、その辺はどうでしょうか。

議 長

財政課長

( 吉筋 恵治 君 ) 財政課長。

( 鈴木 俊久 君 ) 財政課長です。

清水議員の再質問にお答えします。

今回の事態を受けて、その後については、まだどのように進めるかということが、まだ検討段階でありますので、仮定の話として申し上げますが、次に事業者が入りたいと言つた時には、前回もそうなですけれども、現状の三倉小学校のイエローゾーン、レッドゾーンについても承知の上で事業の提案をいただいております。ですので、当然次の事業者についても、レッドゾーン、イエローゾーンの中に含まれる部分があるというのを承知の上で事業を始めるということで、御理解をいただいた上でのスタートになるかなと思っております。以上です。

議 長

2番議員

( 吉筋 恵治 君 ) 2番、清水健一君。

( 清水 健一 君 ) 御辞退された事業者もそれを理解して入ろうとしたのでしょうかけども、今回もそれをここはイエローゾーンです、レッドゾーンありますということになると、来ていただける業者さんがかなり限られる、もしくはそれを理由にして、いやちょっとやっぱりうちは無理ですとなってしまわないのかなと。もう既に長大さんとの契約は切れていますので、これからどのように跡地を利活用していくかというのをまた利活用委員会で考えていかれるのでしょうかけども、その辺ちょっとお考えをお聞かせください。

議 長

財政課長

( 吉筋 恵治 君 ) 財政課長。

( 鈴木 俊久 君 ) 財政課長です。

当然選んでいただいて、三倉小学校の跡地を利活用していただくということになるものですから、今回提案をいただいた事業者が辞退されたということは非常に残念では思いますが、次の事業者が来るか来ないかというのはちょっと分からぬ話になりますが、いろいろな方法を用いて、次の利活用ができるような方策は考えていきたいと思いますが、とりあえず先ほど申し上げましたとおり、事情についてはレッドゾーン、イエローゾーンがすぐに解決されるわけではないものですから、そういった上での当然承知の上での事業展開をお願いしたいとあらかじめ伝えた上での提案をいただければと考えております。以上です。

議 長

( 吉筋 恵治 君 ) 建設課長。

建設課長

( 岡本 教夫 君 ) 建設課長です。

先ほどのレッドゾーン、イエローゾーンの箇所数の話をちょっとさせていただきたいと思うのですが、いわゆる土砂災害警戒区域、イエローゾーンにつきましては、町内で 529 か所、土砂災害特別警戒区域と言われるレッドゾーンは 478 か所ということでございまして、合わせると 1,000 に近い箇所があるということでございます。ですので、県が指定しておるのですが、早く避難してくださいというのが一番の目的ということで指定化されていると、当然住家がたくさんあるとか学校があるとかというところは対策をしていかなければいけないというのは分かっておるのですが、なかなかそれが追いついてないという現状があることは御理解いただきたいと思います。以上です。

議 長

( 吉筋 恵治 君 ) 2番、清水健一君。

2番議員

( 清水 健一 君 ) そういう事情もあるということで跡地利用については、またちょっと曰く付きの物件になってしまふかもしれませんけども、ぜひ跡地利用が決まるとなれば良いと思います。これは間違っているのなら違うとはっきり言ってくれれば結構ですけども、跡地利用を優先的に進めるために三倉小学校の指定避難所を解除していく、そういうことではないということは言い切れ

議 長  
防 災 監

ますよね。

( 吉筋 惠治 君 ) 防災監。

( 小澤 幸廣 君 ) 防災監です。

ただいまの清水議員の御質問にお答えいたします。

利活用に絡んで指定避難所、緊急避難所の解除をするということではないかという御質問でございますが、あくまで旧三倉小学校につきましては以前から土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、これが校舎建物自体にかかっているということで、他の避難所とはちょっと危険度がさらに高いということで、別に収容できる避難所があれば、そちらを指定していくのが本来でしたが、その大人数を避難させる場所がほかにありませんでしたので、三倉小を指定避難所にしたと。経緯としましては、その後、三倉小が先に避難所として指定した後、それを補完するため三倉総合センターはその後に指定しております。これにつきましては、避難所の運用で大雨とか台風、こういう災害の場合は、三倉総合センターを開設して、三倉総合センターに緊急避難場所として避難をしていただくというような運用をしてまいりました。それで今回ちょうど利活用と避難所の解除というタイミングが一緒になってしまったのですけど、これも先ほど答弁の中ありましたように、天方防災センターを今後、避難所として指定をしていくと、あとは旧泉陽中学校の裏山の砂防工事が完了しまして、土砂災害警戒区域の範囲は狭まったということになりますので、こういう安全が確保されたタイミングとたまたま一緒になったということでございますので、あくまで利活用とは別と考えていただきたいと思います。以上です。

議 長  
2番議員

( 吉筋 惠治 君 ) 2番、清水健一君。

( 清水 健一 君 ) そうでないと大変なことになってしまふ気がします。

今、泉陽中へ行ってもらうということになったのですけども、町長の答弁の中でも説明をして、一定の理解は得られていると答

弁していただきましたけども、実際に現状でそういう説明会を聞いた自治会長さんたちから聞くと、初めて聞くことが多かったとか、説明はそんなになかったということが多いのですけども、要するに何が聞きたいかというと、地元に本当に町長のところには理解を大体取れましたよという報告をしているかもしれませんのが、実際に肌感覚として、その現場で一定の理解は得られているなど感じられたのでしょうか。

議 長  
防 災 監

( 吉筋 惠治 君 ) 防災監。  
( 小澤 幸廣 君 ) 防災監です。

ただいまの清水議員の御質問にお答えいたします。

この避難所の解除について、地元の説明により理解をいただいたという肌感覚としてあったのかという御質問でございますが、これにつきましては先ほどの答弁にありましたように昨年9月と11月の2回にわたって町内会長の皆様に御説明をしてまいりました。この中では最初の9月の説明の中ではいろいろ御質問、御意見をいただいたところでございますが、それを整理いたしまして11月に再度地元の町内会長様に説明をしていきました。その中には特に、避難所を解除した後の対策、これをしっかりとやってもらいたいというようなこと、またヘリポートについても出ました。三倉避難所を解除した後の対策につきましては、町としても三倉地区町内会のそれぞれの防災力を強化していくということで、来年度の予算にも計上してさせてもらいましたが、資機材であるとか備蓄食料等を各地区の防災倉庫等に配備していくと考えております。災害が起きた時はそこに道路等も寸断されることを想定しまして、一時それぞれの地区に留まつていただいて、しのいでいただく。それで指定避難所の運用が整ったところで、救助、救援にしてつきましては、消防なり自衛隊なり要請をして、指定避難所まで行っていただくというような考えを持っておりまして、あと、ヘリポートにしましても、三倉小についてはそのまま臨時防災ヘリポートとしてそのまま継続をしていくと

ということで、これについては元々土のグラウンドということで一度ドクターへリが別の場所に降りたという事例もございましたので、そこは三倉の茶農協をヘリポートとして新たに追加して、舗装された駐車場ですので、そこを新たにヘリポートとして指定していくということで、こちらにつきましても茶農協の皆さんに集まっていただきまして説明をして御理解をいただいたということでございます。肌感覚ということでございますが、防災課として11月の説明時には町内会長さんには一定の理解を得たものと感じております。町内会長さんから各住民に説明をいただいたと認識しております。以上です。

議 長

2番議員

( 吉筋 恵治 君 ) 2番、清水健一君。

( 清水 健一 君 ) どちらかいうと、説明した人の理解度がどれだけ理解したのと受け取った側がちょっと相違があるというのは、地元理解が得られないので事業が難しいのではないかということで、今回事業者が御辞退したということを今町長にから聞きましたけども、そうすると、やはり地元に対しては説明が不足していたのではないかなと思います。とは言うものの、一刻も早く指定避難所というのは整備する必要があるので、三倉から5キロメートル歩いて泉陽中のところまで本当に災害時に荷物を持っていけるのかという単純に現実的なことを言ってしまうと、本当にこれが適切なのかなとも考えますし、それから安全とか、防災については、僕は巧遅拙速では危険すぎると思うのです。ですからその辺も含めて僕は地元との意見のすり合わせがまだ足りないと思っていますので、今後も引き続き地元との意見交換とかいうのは継続されていきますか。

議 長

防 災 監

( 吉筋 恵治 君 ) 防災監。

( 小澤 幸廣 君 ) 防災監です。

避難所の説明について今後も地元に説明をしていくという考えはあるかという御質問でございますが、まず地元からそのような説明を求められれば説明をしたいと思っております。ただし、こ

の考え方自体は危険ということで今回解除しますで、天方防災センターの開設もありますので、今優先交渉権者が辞退をしたということで、それまでは指定避難所、緊急指定避難場所として今は継続していきたいと思っておりますので、その天方が指定されてそれで全体の見直しをかけていきたいと考えておりますので、その辺のタイミングもございますが、説明を求められれば説明をしていきたいと思っております。以上です。

議長　（吉筋 恵治　君）町長、太田康雄君。

町長　（太田 康雄　君）私から少し補足をさせていただきますが、このいわゆる自主防災会と行政、4月以降は危機管理課になりますが、災害が起これば災害対策本部との情報交換、意見交換についてはさらに密にしていかなければならぬと考えておりますので、三倉地区、天方地区に限らず、森町全域において行政と自主防災会との連携というものは、さらに強固にしてまいりたいと考えております。当然そこには、地域、地元との意見交換、意思疎通を図っていかなければならぬということが前提であることを御理解いただきたいと思います。また、この3月定例会の補正予算でお認めいただいた防災資機材についても、孤立が予想される集落、町内会に対して避難生活がより快適に過ごせるようにということで防災資機材の購入予算をお認めいただいたところです。そういうものについてもこれから配備をしてまいりますので、その配備の際にも地域と情報交換、連絡を取っていかなければならぬと思っておりますので、引き続き自主防災会との連携については強化してまいりたいと考えております。

議長　（吉筋 恵治　君）2番、清水健一君。

2番議員　（清水 健一　君）僕も全域と言おうと思っていた、町長から先に言っていただきましたので、森町全域、特に今回は中山間地で三倉小学校の跡地の避難所がターゲットになっていましたけども、ただ先ほど課長が言われた地元から意見交換を要望があればと言わされましたけども、三倉については逆に言えばこういう結

果になっているわけですから、聞きに行ってほしいなと思います。三倉にも地元議員さんみえるので、地元議員さんとも協力しながら、そういうような場もまた設けていくようにお願いをしていきますので、行政からまずはこの結果も含めて、説明会なり、行政と地元の意見交換みたいなものをやっていただけませんか。

- 議長 (吉筋惠治君) 町長、太田康雄君。
- 町長 (太田康雄君) 先ほども申し上げましたように今後自主防災会との連携は強化してまいりたいと思っております。避難所の見直しにつきましては、9月と11月2回にわたって町内会長を中心に説明をさせていただいておりますので、その件についてはこちらから改めてもう一度意見交換会をしましょうというものではないと、ただし避難所の運営あるいは実際の防災対策についての意見交換については、今後密に行ってまいりたいと考えております。
- 議長 (吉筋惠治君) 2番、清水健一君。
- 2番議員 (清水健一君) その件は了解しました。
- 学校跡地利用についてということだったので、これは参考でございます。資機材をまた配布されますけども、ここは毎月点検をされておるところでした、写真を撮ってきました。これが釜ということで多分これは山間地のところ、この釜はガスでやらなければいけないのですけど、そのガスがどこにあるのということで、この町内会は自分たちでお金を出して、公民館にガスをちゃんと業者にやってもらって、ここにつなげて、いざという時にはそのガスが使えるようにしてくれています。それからあとこれです、DASCO式、大学産業さんの緊急浄化装置、これも実はあるのですけども手動式です。みんなでも現地の人はこれ電気だと言つとったけども、調べてみました、手動式でした。この使い方が分からないそうです。ですから多分配置した時にはきちんと教えていただいたのだろうけども、その後町内会で代が変わることに情報が失っていったのであれですが、今度配備する時も同じような

ものが配備されると聞いていますので、しっかりと教えてあげてください。ということで、この中に今度食料が入ると言いましたけども、ここで1週間なり生活ができるという防災のあれにしてほしいなと思います。これは参考でございました。

地域説明会の中で質問が出ましたかということで、僕聞きました。町長も答えていただきましたけども、実はここに書いたものをいただきましたので、これはこれこういう意見が出たということとそのまま読みますので、もしそれについて、意見があれば答弁ください。その他ということで、2月15日跡地利用説明会で賃借料1000円／月のことが話題になった時、行政に都合の悪いことは聞かなければ言わない、この姿勢が問題だと指摘されました。2、令和6年2月、森町小中学校跡地利活用事業審査講評においても、三倉地区の避難所については、三倉小が避難所として機能を有していることから町と協議をすること。災害時、道路が分断される恐れもあるため三倉地区に複数の避難所設置する方法を含んだ検討が必要ということを強く三倉の各地区の自治会長さんが願っていますので、特に二つ目の複数の避難所を設置するというのは今答弁で聴きましたけども、三倉小が避難所として機能を有していることから町と協議をすることということが謳われていますので、先ほど町長が答弁してくれた各自主防災と密にすることのところ、それにつながってくるということでよろしいでしょうか。

議長（吉筋 恵治君）財政課長。

財政課長（鈴木 俊久君）清水議員の御質問にお答えします。

審査会での御意見ということで伺っております。その時の意見というのは優先交渉権者となられた事業者が町と協議をするようにということであったと思います。ですので、町が地元と協議をすることではなくて、あくまでも避難所に指定されているということについて事業者も理解はしておりましたので、その上でそのところをどうするかというのを町と協議をするようにして

くださいというそういった御意見であります。したがいまして、町とするとかねてから危険性のある三倉小学校の避難場所、緊急避難場所、指定避難所の取扱いについてはそれ以前から検討課題であったものですから、それも含めた中での今回の場所の変更等の件につながっているということでございます。以上です。

議長

2番議員

(吉筋恵治君) 2番、清水健一君。

(清水健一君) 前後する形になりますけども、この跡地利活用のことについてアンケートを取られていますよね。アンケートを取られて、企業誘致を希望したのは全体の 5.5 パーセントであったにも関わらず、企業の誘致を行政が進めたという意見も出ていましたが、それについてはお答え願えますか。

議長

財政課長

(吉筋恵治君) 財政課長。

(鈴木俊久君) 清水議員の御質問にお答えします。

令和 2 年に学校跡地利活用の検討についての住民アンケートということでいただいております。そのアンケートの結果としまして、民間事業者に売却したり貸したりしてもよい、それから民間事業者に売却するのは避けるべきだが、貸すことはよい、こういった御意見が約 4 割あったということでございます。そのほかには特にこだわらないが約 25 パーセント、町が持ち続けた方が良いというのは 15 パーセント弱というような結果です。ですので、こういった結果をもとに基本的には民間活用をするという利活用方針になっております。以上です。

議長

2番議員

(吉筋恵治君) 2番、清水健一君。

(清水健一君) 分かりました。

一応、アンケートの内容については加味されているということで理解をしていいですね。

それからあと三つ目のところ、天方小学校の跡地利用についてということで、現在どのようにになっているかというところの中で、実は町長も答えられましたけども、昨年 9 月に平川議員からの一般質問の答弁で、実は地元から方向性についての意見が出ており、

方向性というのは多分、利活用についてこういうことをしてほしいとか、こういうのがいいという今のアンケートみたいなものでしうけども、出ており、防災課としても検討をしていると答弁をされていますので、地元からの意見はどこまで加味されていて、防災課としてはどのような御検討をされてきたのか、最後にお伺いしたいと思います。

僕が録音から引っ張ってきたのは地元から方向性についての意見が出ており、防災課としても検討していると言われているので、僕はそれを記憶しています。地元からの意見というのはどこまで加味して、防災課としてはどのような検討をこれからもされていくのかということを教えてください。

議長（吉筋恵治君）財政課長。

財政課長（鈴木俊久君）財政課長です。

清水議員の御質問にお答えします。

9月の御質問の件ということでございますが、おそらくその答弁の中で申し上げた地元の方向性、意向というのは天方地区の新しく整備するコミュニティ防災センターに関する御意見かなと思います。その中でコミュニティ防災センターの利用方針については地元からもいろいろ意見をもらっていますので、それに基づいて調整をさせていただいて、令和6年度に実施設計が完了しまして、令和7年度当初予算に整備の予算等を計上させていただいておりますので、調整が整った上での整備が令和7年度に実施されると御理解いただければと思います。以上です。

議長（吉筋恵治君）2番、清水健一君。

2番議員（清水健一君）了解しました。

今回この件、いろいろと調べて、意思疎通がやはりちょっとずれるところもあるなと私は強く感じました。自分も反省しますけども、今後町長が言わされたこれからも地元防災と行政で密にやっていくということを答弁いただいたので、最後、やっていきますということで締めたいと思います。やっていただけますか。

議 長	( 吉筋 恵治 君 ) 町長、太田康雄君。
町 長	( 太田 康雄 君 ) 再度の確認ということでございますので改めて答弁をさせていただきますが、先ほども申し上げましたように、4月からは防災課を危機管理課に拡充して体制を充実させてまいりますし、また消防団でも自主防災会との連携も強化したいという意見もありますので、そういう意見、協力も得ながら、地区防災会との連携を強めてまいりたいと思っております。
	それから最後に一つ、これはお願ひですけども、先ほど清水議員の御発言の中で旧三倉小学校について、曰く付きという御発言がありましたけれども、何をもって曰く付きとをおっしゃったか分かりませんが、これから利活用について進めてまいりますので、できればそういう表現は避けていただければと思います。これはお願ひですので、よろしくお願ひいたします。
議 長	( 吉筋 恵治 君 ) 2番、清水健一君。
2番議員	( 清水 健一 君 ) 今御指摘いただきましたけども、撤回いたします。以上です。
議 長	( 吉筋 恵治 君 ) ここでしばらく休憩いたします。
	( 午後 1時49分 ~ 午後 4時00分 休憩 )
議 長	( 吉筋 恵治 君 ) 休憩前に引き続き会議を再開します。 申し上げます。
	本日の会議時間は、森町議会会議規則第9条第1項の規定によって、午後5時までとなっておりますが、議事の都合によって延長したいと思います。
	お諮りします。
	この採決は起立によって行います。
	本日の会議時間を延長することに賛成の方は起立願います。
	( 起 立 全 員 )
議 長	( 吉筋 恵治 君 ) 起立全員です。
	したがって、本日の会議時間を延長することは可決されました。
	一般質問を再開します。

7番議員

7番、加藤久幸君。

質問は一問一答方式です。

登壇願います。

( 加藤 久幸 君 ) 7番、加藤久幸でございます。

私は先に通告した1問について教育長に一問一答方式で質問をいたします。

町立の義務教育諸学校の適正な教員数の維持確保の実態について。令和2年に改正された公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の付帯決議に基づき、文部科学省が実施した教員勤務実態調査によると、教員の長時間勤務について一定程度の改善は見られるものの、依然として歯止めがかかるない状況にあり、時間外勤務の削減や業務量の軽減など、働き方改革のさらなる推進が求められる。下記の事項について伺う。

1点目でございます。静岡県内では、2024年度当初、公立の義務小中学校で57人の教員が定数未配置となっている。町内の定数未配置の現状は。2点目でございます。教員の勤務時間の長さによる弊害が指摘される中、文部科学省が2016年以来、6年ぶりに教員勤務実態調査を実施し、現場の実態を把握したところ、教諭職などの1日あたりの平均在校時間は10時間以上に上った。町の実態は。3点目でございます。校務のDXによる業務効率化や業務内容の見直しを進めるなど、今後の取組について伺います。

議 長

( 吉筋 恵治 君 ) 教育長、野口和英君。

教 育 長

( 野口 和英 君 ) 教育長です。

加藤議員の「町立の義務教育諸学校の適正な教員数の維持・確保の実態について」の御質問に、私、教育長からお答え申し上げます。

静岡県教育委員会では教職員の働き方改革を推進し、子供たちの学びの充実を図るため、教職員のウェルビーイングの実現に向けて「勤務時間内の『ゆとり時間』の確保」「『協働』体制の加速」を呼びかけ、職場環境の改善を進めています。また、保護者・地

域・関係団体に向けて「授業時間の弾力的運用」「学校行事の見直し」「学校活動への参画依頼」「各種募集や応募方法の見直し」について呼びかけ、教職員の働き方改革の推進を通して、子供たちへのより良い教育に取り組めるよう理解と協力を求めていきます。

森町教育委員会におきましては、各学校での教職員の勤務時間を把握し、勤務状況を各学校と共有しながら学校全体で勤務時間を意識して勤務するよう呼びかけたり、校内業務の平準化を図つて、学校全体の勤務時間を短くしたりするよう取り組んでいるところです。

1点目の「町内の教員の定数未配置の状況は。」についてでございますが、教職員の定数配置につきましては義務標準法に基づく静岡県の条例で定められた定数基準により配置されており、本町はこの定数により教職員 84 人が配置されています。また、この定数基準のうち「指導方法工夫改善」「通級指導対応」等、学校の取組を活かすために加配された教職員につきましては 11 人の配当のうち 7 人が配置されております。森町教育委員会といたしましては、各学校の教職員の配置状況を鑑みて、町の会計年度任用職員や包括業務委託による支援員等 35 人を配置したり、ＩＣＴ支援員を年間、延べ 165 日派遣したりして、授業支援や校務支援を行うことにより学校現場での教職員の補助・支援に努めております。

2点目の「森町の教諭職の平均在校時間の実態は。」についてでございますが、森町ではタブレットを利用した出退勤システムにより教職員の在校時間を可視化することで実態の把握をしています。この状況を基に管理職から時間外勤務の多い教職員に対して指導・助言を行ったり、定時退庁の奨励に努めたりしています。教育委員会で把握しております森町の教職員の 1 日の平均在校時間は 9 時間 49 分です。また在校時間から休憩時間等を除いた勤務時間について、各学校の月の平均勤務時間が 1 日当たり 10 時間を超える月数は 1 小学校において 3 か月となっています。この年間の勤務時間の動向を確認いたしますと、4 月や 9 月など学期のは

じめの時期に在校時間が増える傾向にあります。これは、新年度や新学期に向けた準備によるものと推測されます。

3点目の「校務のDXによる業務効率化や業務内容の見直しを進めるなど、今後の取組は。」について、お答え申し上げます。

学校ではGIGAスクール構想により児童・生徒の一人1台端末と高速大容量の通信ネットワークの一体的な整備が進められ、学習の面だけでなく、校務の面においても広くICTを利用した業務の効率化が進んでおります。学習面における取組では、タブレットの授業での活用により「個別最適な学び」や「協働的な学び」を意識し、より効果的な学習や体験につながるよう取り組んでおります。また、日々の健康観察や学習の達成状況等をデジタル化することにより、リアルタイムで児童・生徒の状況把握をし、アンケートの印刷・配布・回収・集計にかける時間を省くことにより教職員の業務にかかる時間負担の軽減を図っています。校務の面における取組につきましては、児童・生徒の成績処理を校務支援ソフトを活用して業務の効率化を図ったり、職員会議等の資料をクラウド上で共有し、ペーパーレス化することにより、必要な時にデータ化された資料等が参照できることで、教職員の印刷や書類保管等にかける負担の軽減や業務の質向上を図っております。また、保護者との連絡としてクラウドツール「CODYMON」を導入しています。この導入により電話や連絡ノートによる欠席・遅刻・早退確認が不要となり、同時に保護者の満足度が向上するとともに、集計や連絡に係る教職員の負担の軽減につながっています。教育委員会といたしましては、今後も各学校の教職員の勤務実態を十分把握し、園長・校長会等において状況を共有しながら、学校ぐるみで働き方の見直しへの気運を高めてまいりたいと考えております。またGIGAスクール構想により実現されたICT環境を有効に利用して業務の効率化を図り、教職員にとってより働きやすい職場を実現することにより、児童・生徒に接する時間を十分確保して、一層児童・生徒にとって指導・質の高い教

育が提供できるよう努めてまいりたいと考えております。以上、申し上げまして答弁といたします。

- 議長 (吉筋恵治君) 7番、加藤久幸君。
- 7番議員 (加藤久幸君) 詳しい説明をいただきました。  
それでは1番目から順を追っていきたいと思います。  
この問題については、定数未配置ということで、磐田でも6人と聞いております。確認ですけど、森町ではいろいろな人を利用して未配置はないということでよろしいですか。
- 議長 (吉筋恵治君) 学校教育課長。
- 学校教育課長 (塙澤由記弥君) 学校教育課長です。  
ただいまの加藤議員の森町における配置状況について説明させていただきます。
- 先ほどの答弁の中で教職員数84人とありました。その内訳といたしまして、定数基準によるものと加配によるものというような区分けがございます。そのうち加配配置のうち11人配当を予定していたところ、7人が配置されており、森町におきましては4人の欠員が生じている状況です。以上です。
- 議長 (吉筋恵治君) 7番、加藤久幸君。
- 7番議員 (加藤久幸君) この問題については未配置ということで、例を挙げますと、例えば野球チームでいいますと、9人必要です。その9人に対して未配置というのは、これは8人で野球をしろと言っているようなもので、これもプレイボールの時点で、8人で野球をしている学校が現実は県内にも、袋井市にもあるということです。必要最低限度の数の教員を配置していないものですから、子供たちの教育権の侵害にもつながる、私は重要な問題だと思います。そもそも日本の学校の考え方というのは、誰も休まないことを前提に人員が配置されています。北欧などでは、人間は休むものという前提でゆとりを持って人員を配置しています。また、そこにさらに未配置が生じているという状況ですので、学校は年度制ですので、9人に必要な学校に9人ぴったりの先生が配置さ

れていたとしたら、この学校では数字上の未配置は生じませんけれども、誰かが病気になったり、家庭事情で休んだりすれば8人、さらに、誰かが心を病んで病欠に入れば7人、ちなみに病欠に入っても二、三週間の病欠を取得すれば、未カウントにはカウントされないということで聴いています。代替職員を確保することはできない。定数未配置以上に私は深刻な問題だと考えます。教育委員会として再度のお答えをお願いします。

議長

( 吉筋 恵治 君 ) 学校教育課長。

学校教育

( 塩澤由記弥 君 ) 学校教育課長です。

課長

ただいまの再度の加藤議員の職員配置数についての御質問でございます。教育委員会としての対応も含めて回答させていただきます。

先ほど教職員数 84 人ということで報告させていただいております。これは教職員数ですので、校長、教頭、事務員等また学校の職員 15 人で合わせまして 99 人ございます。そのほかに県費で非常勤講師をいただいておりまして 19 人、また県費の会計年度任用職員、こちらは時限を限って、週何時間というような枠での任用となりますけども 7 人、県の対応としてはそれら合計いたしまして 125 人の教職員の配置をいただいております。また、町といたしまして、町費の職員、用務員とか、調理員 5 人、あと町の会計年度任用職員、これは特別教育の「わかば」とか、そういった学校外での教室でありますとか、そういった対応ですけども 13 人、それ以外に町の包括業務委託職員、こちらが特別教育支援員等になりますが、22 人おります。それら合わせまして、町費といたしまして 40 人の人をお願いしているということで、町といたしまして、県費、町費それぞれの中で人材を確保しながら 165 人の体制で学校運営をしているというような状況でございます。したがいまして、当初の教職員の定数から欠ける分を少しでも町としても支援という形でフォローしながら、学校運営に関わっているというような状況でございます。以上です。

議 長	( 吉筋 恵治 君 ) 7番、加藤久幸君。
7番議員	( 加藤久幸 君 ) 定数の未配置については、数的には4人未配置ということで伺いました。ところが、皆さんでカバーして、やっているというようなお話をしました。
	精神疾患の休職者は県内では90人いらっしゃいます。森町では今現時点で何人いらっしゃいますか。
議 長	( 吉筋 恵治 君 ) 学校教育課長。
学校教育	( 塩澤由記弥 君 ) 学校教育課長です。
課 長	ただいまの加藤議員の御質問にお答えいたします。
	現状の教職員の中で、精神疾患で休職している教員は0人、おりません。なお、働き方等状況で予備軍といいますか、今そのような状況に近いような状況にあるというような者につきましては、やはり学校の全体でフォローをしながら、組織として体制を整えながら取り組んでいる教職員が2人ございます。以上です。
議 長	( 吉筋 恵治 君 ) 7番、加藤久幸君。
7番議員	( 加藤久幸 君 ) これは非常に重要な問題だと思いますので、全国では7,000人いらっしゃるということで、小学校が3,443人、中学校が1,705人ということで、全国ではこういう数字を聞いております。これは年々増えていると聞いていますけども、その辺の状況はいかがでしょうか。
議 長	( 吉筋 恵治 君 ) 教育長、野口和英君。
教育長	( 野口 和英 君 ) 教育長です。
	ただいまの加藤議員の精神疾患の教職員が年々増えているというのは実態としてどうかという御質問かと思いますけれども、自分の感覚的なものですけれども、やはり教職員の業務量が非常に多岐にわたっていて、かつてに比べて、本当に多忙化しているということは実態としてございます。また、指導が困難な児童・生徒への対応、また保護者への対応等悩む教職員も実際おりまして、精神疾患に陥りやすいという状況は、正直言って、前より深刻かなと思っております。以上です。

議 長	( 吉筋 恵治 君 ) 7番、加藤久幸君。
7番議員	( 加藤久幸 君 ) ぜひ、定数未配置が4人ということですので、こちら辺を改善していかれてほしいと思います。子供たちにも影響をしてくる問題かと思いますので、その辺はお願ひをしたいと思います。
議 長	それでは2番目に移りたいと思います。
	10時間を超えるものはタブレット等で勤務状況等を確認して、4月と9月が増えると、やはり学期の初めが増えるのですかね、この辺はどうですか。例えば3月の成績をつけたり、それとか夏休み前も成績をつけたり、その辺の状況というのはこの4月、9月も増えると思うのですが、その辺はどうですか。
学校教育課 長	( 吉筋 恵治 君 ) 学校教育課長。
	( 塩澤由記弥 君 ) 学校教育課長です。
課 長	ただいまの働き方、勤務の状況についての御質問でございます。教育委員会では、出退勤システムにおきまして、それぞれの職員の出退勤の状況を確認して、学校全体で状況を共有しながら、事務の平準化を図っております。その中で1年の動きを見ますと、やはり4月、5月、8月につきましては、夏休みの期間となりますので、比較的時間外の勤務はないということになります。なので、年間通じますと、10時間というような数字になるのですけれども、その多くといいますか、ほとんどが4月、5月、9月、3月等に集中していると、それ以外の月は時間内に収まっているというような状況を確認しております。以上です。
議 長	( 吉筋 恵治 君 ) 7番、加藤久幸君。
7番議員	( 加藤久幸 君 ) 実態調査の状況を見ますと、1週間当たりの総在校時間数を見ると、小学校では50時間から55時間未満が30.3パーセントで最も多いと、55時間から60時間未満も20パーセントと2割、それから中学では50時間から55時間未満が55時間と60時間未満とほぼ同じ割合で特に高くなっている。50時間を超過している割合は小学校が64.5パーセント、中学校が77.1

パーセントに上っています。これはガイドラインで定めた時間外勤務の上限月 40 時間、45 時間を超えると想定されるラインだと聞いています。月計算でいくと過労死ライン、時間外月 80 時間を超えると想定される総在校数時間が 60 時間以上となる割合も、小学校では 14.2 パーセント、中学では 36.6 パーセントにも上っているということで、これは意見書を出されているところがありまして、可決をされたところは、静岡県、浜松市、静岡市、富士市、富士宮市、裾野市、沼津市です。2 月議会に向けて提出した市町で言いますと、この隣の袋井市、磐田市、島田市、牧之原市、御前崎市、湖西市、藤枝市、焼津市、吉田町、掛川市と、数多くの皆さんが意見書を出されている。時間外が多いということ、それともう 1 点は、DX 等による業務効率化、これによって、時間数が減っていくということで、この 2 点で出されていると聞いています。これについては職場環境があまりいい影響ではないと、数字的には見えるのですが、そういうことが影響して、平成 12 年度に 13.3 倍であった全国の教員の採用倍率は、令和 5 年度は 3.4 倍と年々低下しています。このように教員不足が全国的な問題という中で、県内においても、この問題は非常に重要な人材確保、喫緊の課題と思っております。とりわけ今後の教育界を支える志のある優れた人材を確保していく必要があると考えれば、やはり働き方改革等を進めて、子供たちが教員の仕事に魅力を感じるように、そういう必要があると考えます。

再度の 2 番目の質問です。この諸問題等を考えて、どうでしょうか、この改善できるところは月の 4 月、9 月が非常に多いと、夏休みは休んでいるからそんなに多くないのかなと思うのですが、私も飯田小の横を通ったりすると、9 時ぐらいでも電気がついているのです。そういう問題も含めて、再度質問ですが、教育委員会として、その辺はどういうお考えでしょうか。

議 長

( 吉筋 恵治 君 ) 教育長、野口和英君。

教 育 長

( 野口 和英 君 ) 教育長です。

ただいまの加藤議員の2番目の御質問への再度の御質問でございますけれども、実際のところ、9時を回っても、遅くまで残っている教員はおります。そういう教員はもう固定しておりますし、管理職が一生懸命「帰りましょう、帰りましょう。」ということを声かけておりますけれども、やはり仕事が好きというか、学校が好きというか、特定の職員はもう指導しても、そこはなかなか改善しない、逆に「帰れ、帰れ。」と言うことがストレスになるということも実態としてございます。非常に難しい問題ですが、学校として今取り組んでいることは、例えば成績処理、通信表、これについては、文言、通信文をもう書くのをできるだけ少なくする、面談を実施して、書かないとか、成績処理の期間は、授業を短縮して行う、中学校においては部活動の時間を非常に短くして、かつては6時過ぎまでやっていた部活がもう最大でも5時15分で終わり、地域によってはもう4時半で終わりというところも出ており、森町内の中学校でも、おそらくそういう時間帯に地域移行も踏まえて、短くしていくということが今検討されていると思います。やはり中学校においては、一番勤務時間を長くする要因は部活動ですので、ここが地域移行、あるいは日数の削減、時間の短縮化によってかなり改善はできるのではないかなと思っています。やはり会議の回数を減らす、資料をデジタル化する、それから新年度の最初の会議は膨大なものですから、その資料については、前年度の分を上手く活用しながら、その修正部分だけ加えていくというようなことも実際取り組んでいるところもございますので、いろいろな形で各学校で努力しているのは実態としてございます。教育委員会としても、その辺のことは、園長・校長会の度に時間削減については指導しておりますし、職員の健康問題がやはり一番大きいと思いますので、その点については、管理職には理解を図るように努めているところでございます。以上です。

議長　（吉筋恵治君）7番、加藤久幸君。

7番議員	( 加藤久幸 君 ) 私も会社員時代、管理職をしていました、上が帰らないと下が帰りづらいということもありましたけども、学校でもそういう校長先生、教頭先生は早く帰るような指導はなさっているのですか。
議 長	( 吉筋恵治 君 ) 教育長、野口和英君。
教育長	( 野口和英 君 ) 教育長です。
	ただいまの加藤議員の管理職もそういう努力をしているかという御質問ですが、かつては、例えば教頭は、最初に来て、最後に帰るという時代がございましたけれども、今はもう教頭も、ある程度の時間で教職員に声をかけて、帰るからということで、退庁をすると、その姿を見て教職員も帰らなくではいけないという感じにはなっておりまますし、校長は勤務時間を超えて少し職員の様子を見て、退庁するというような状況でございます。とにかく教育委員会としても、教員の仕事というのは、やろうと思えば、きりがございませんので、いくらでもやれてしまう職業でありますので、一生懸命頑張るのは大事だけれども、ゴールを決めて仕事をやりましょうという指導はしているところでございます。以上です。
議 長	( 吉筋恵治 君 ) 7番、加藤久幸君。
7番議員	( 加藤久幸 君 ) ぜひ働き方改革は進めていっていただきたいと思います。
	それでは3番目に移りたいと思います。
	これについては、デジタルトランスフォーメーションと業務の効率化は内容が違うと思うのですが、これについての教育委員会としてのこの違いについての見解を教えてください。
議 長	( 吉筋恵治 君 ) 学校教育課長。
学校教育 課 長	( 塩澤由記弥 君 ) 学校教育課長です。
	ただいまの加藤議員の学校における業務の効率化ですけども、DXによるものと、それ以外によるものの区分けというようなことで御質問がございましたけれども、町といたしましてGIGA

端末を整備しておりますので、まずは目に見える形としてといいますか、システム、DX、ICTを中心とした取組が直接校務の効率化につながるような項目を推進しております。また、ICT支援員の配置もする中で、より効率的にタブレットを使うことによって校務の効率化につながるようなことを前提にしておりまし、また教職員のストレスチェックであるとか、そういった調査であるとか、働き方に関してもやはりDXを介して把握することによって、なお全体が学校として把握が可能になるというような状況を実現しつつあると考えております。以上です。

議長

7番議員

(吉筋恵治君) 7番、加藤久幸君。

(加藤久幸君) 先ほど説明されたかと思うのですが、このDXによる業務効率化のメリットを端的にもう一度教えてください。

議長

学校教育

課長

(吉筋恵治君) 学校教育課長。

(塩澤由記弥君) 学校教育課長です。

ただいまの加藤議員の御質問でございます。

DXによる業務効率化の具体的なメリットということで申し上げますと、例えば、今までペーパーといいますか、紙で管理していた日々の健康観察であったり、学習の達成状況、あと図書カードであるとか、体温とか、そういった報告、日々の健康観察がそうですけども、紙媒体で集計して、それを把握していたものがタブレットを利用することによって、もう個々はもちろんすけども、クラス全体が把握できる、またもっと言いますと、そのトレンドといいますか、過去の日からの状況とか、個々の子供たちのそういうものも追えることができることによって、単純に紙を配って集計して、それを解析してまた対応するというような、何より時間的なゆとりといいますか、生み出せているのかなと感じております。先ほどの教育長の答弁の中で、例えばアンケートを例にとりますと、印刷、配布、回収、集計というような手順がございますけれども、そういったものにかかる時間を省くということ

	が、校務の効率化につながっているのかなと考えております。以上です。
議長	(吉筋恵治君) 7番、加藤久幸君。
7番議員	(加藤久幸君) 校務支援ソフトやクラウド上で共有するということも伺いました。このDX導入の手順、そういうものが明確にされているのか、例えば最初にヒアリングがあるとか、業務の内容の棚卸、中長期的課題を設定してやるとか、何かそういう手順というものがあるのでしょうか。
議長	(吉筋恵治君) 学校教育課長。
学校教育	(塩澤由記弥君) 学校教育課長です。
課長	ただいまの加藤議員の御質問、DXの取組の手順というようなことで御質問がございました。
	今までICT化が進む中で、それにタブレットを利用して、より効果的にするような業務について、教育委員会でも情報が集まってまいりますし、また学校からもぜひこういうソフト、こういうものがあるから使わせていただきたいという御提案もございます。それらを学校等教育委員会等を含めて情報教育推進委員会という会議というものがありまして、各学校のICT推進の教員が集まるような会議もございますので、町としてどのようなソフトを取り入れていくのが一番業務の効率化になるかというような情報の共有をして、それにつきまして町として予算化も伴うわけですけれども、全校として取り組んでいくというような流れで進めているところであります。
議長	(吉筋恵治君) 7番、加藤久幸君。
7番議員	(加藤久幸君) 以前私も一般質問をしまして、CovidONに健康状態であるとか、心の問題であるとかを入力してということで進められたと思うのですが、それについては今どうですか。あれからもうだいぶ月日が経っていますけども、順調に回っているのですか。最初の頃はいろいろ戸惑ったみたいで大変のようでしたけども、その辺を伺いたいと思います。

議 長	( 吉筋 恵治 君 ) 学校教育課長。
学校教育 課 長	( 塩澤由記弥 君 ) 学校教育課長です。  ただいま加藤議員から御質問がありました心の健康観察とか、ペーパーレス化といったクラウド上の処理をするソフトの導入を今年度からしております。こちらにつきましては、朝、子供たちが登校して、今日の体調であるとか、また時には先生だけではなくて、養護教諭の先生に相談したいとかというような相談を出せるようなシステムを導入しております。森町は、周辺においても、比較的、早い段階でこのようなものを取り入れております。規模の小さい単級のクラスの学校、例えば飯田小学校等でありますと、先生がもうクラス 자체をもう把握できるというような規模でありますので、またさらにそうやって今まで把握できていたものの中にまたシステムを入れて、作業が一つ増えるというような、ひと手間増えるのではないかというような負担感といいますか、そういういたのもあったのも事実です。また一方、複数のクラスを持っている学年の学校で、また見方が違いまして、自分のクラスだけの動向ではなくて学年全体、もっと言いますと、教頭先生、校長先生、学校全体の状況がデータを見るとすぐ分かるというような中で、非常に評価するような感想もいただいております。いずれにいたしましても、全体的に作業として非常に複雑で時間のかかるようなシステムではないものですから、毎日続けていくことによって、今年が初年度ですけども、来年、再来年、複数年続けることによって、よりスムーズに、より利便性を高めるような利用の仕方というのにつながっていくことを期待しております。以上です。
議 長	( 吉筋 恵治 君 ) 7番、加藤久幸君。
7番議員	( 加藤 久幸 君 ) 私も飯田小学校の先生にそういうことを聞いたことがあります。ひと手間増えたということで、慣れとか環境もあるのかなと思いますが、磐田市はいち早くC o D M O N導入していますけども、これについて情報とか共有されているの

	か、その辺をお伺いします。
議 長	( 吉筋 恵治 君 ) 学校教育課長。
学校教育 課 長	( 塩澤由記弥 君 ) 学校教育課長です。
	ただいま加藤議員から C o D M O N を例に挙げて、御質問がございました。C o D M O N というクラウドツールを今年度から導入しております。こちらは、保護者との連絡ツールとして、導入したものです。これは、例えば、保護者が今日、子供の体調が悪いので休みます、遅刻しますというようなことを学校に連絡したり、学校としては学校からの便りであるとか、情報を各保護者に周知するためのシステムであります。今までマチコミ、いろいろなツールが、足並みがそろってなくて、それぞれの学校で対応となっていましたけれども、周辺市町、袋井市、磐田市でのC o D M O N の導入でありますとか、森町にいらっしゃった先生方の評価であるとか、そういった情報を得る中で、森町として、C o D M O N を一斉に導入しようということで導入をしたものです。また、こちらも議員御案内のとおり、DXといいますか、業務の効率化に資するものであると思います。それとはまた別に、日々の健康観察とか、学校のペーパーレス化を図るためのソフトというのをC o D M O N とはまた別に公務支援というような形で導入もあわせてしております。以上です。
議 長	( 吉筋 恵治 君 ) ここでしばらく休憩します。
	( 午後 4時45分 ~ 午後 4時55分 休憩 )
議 長	( 吉筋 恵治 君 ) 休憩前に引き続き一般質問を行います。
	5番、川岸和花子君。
	質問は一問一答方式です。
	登壇願います。
5番議員	( 川岸和花子 君 ) 5番、川岸和花子です。
	通告のとおり、以下の質問をさせていただきます。
	1、森町の茶業構造の転換について。森町の茶業の持続的な発展、農業の振興、山間地域の振興、さらなる森町の発展のために

質問いたします。農林水産省が2月5日に発表した農水産物食品の輸出額の中で、海外での抹茶需要の高まりにより、緑茶の輸出額は前年比24.6パーセント増の363億円となっており、15年前から比べると9倍以上の伸びになっております。このことにより、国も県も新年度の方向として、海外輸出の需要に対応する茶の生産構造の転換を図るとしているところです。そこで伺います。

1、森町ではこの流れに対して、有機茶生産など方向の転換を考えているか、将来の展望は。2、茶業振興協議会では、どのような話が進んでいるか。3、海外輸出に向けた体制確立に向けて行っている内容は。以上、よろしくお願ひいたします。

議長　（吉筋惠治君）町長、太田康雄君。

町長　（太田康雄君）川岸議員の「森町の茶業構造の転換について」の御質問にお答えします。

1点目の「森町ではこの流れに対して、有機茶生産など方向性の転換を考えているのか。将来の展望は。」について申し上げます。

議員御案内のとおり、令和7年2月4日に農林水産省が発表した令和6年の農林水産物・食品の輸出実績額の合計は、対前年度比3.8パーセント増の1兆4,904億1,800万円であり、そのうち、緑茶の占める金額は、363億8千万円と、5年連続で過去最高を更新しており、前年同期に対して24.6パーセントの増加、15年前の平成21年が34億2千万円でありましたので、15年間で10倍を越える伸びとなっております。緑茶の輸出額、約364億円の内訳としては、抹茶や粉末茶などが272億円で、4分の3を占めており、対前年で25.9パーセントの増加となっております。一方、煎茶などの「その他のお茶」が4分の1の92億円で対前年21.1パーセントの増加となっております。また、財務省の貿易統計によれば、輸出用の緑茶1キロあたりの単価は、10年前の平成26年は、2,218円であったものが、令和5年は、1.7倍の3,851円に上昇しており、特に欧米向けの輸出単価が高い傾向にあり、単価の上昇に寄与しているものと思われます。茶の形状毎に単価を見ま

すと、粉末茶は、令和5年は1キロあたり5,036円と、令和元年の4,043円から約24パーセント上昇しており、煎茶等の「その他の茶」は、令和5年が1キロあたり2,305円で、令和元年の1,977円から約17パーセント上昇しております。こうした状況からも緑茶の輸出の伸びをけん引しているのは、主に「抹茶を含めた粉末状のお茶」であることが分かります。欧州等においては、健康志向や日本食への関心の高まり等を背景にラテやスイーツ等の食品原料として、抹茶を含む粉末茶を中心に需要が増加しており、抹茶の原料であるてん茶の引合いが強まっておりますが、その中でも輸出に適した有機栽培茶の引合いが特に高まっている状況でございます。また、先月の農林水産省の公表によれば、製品として仕上げる前の「荒茶」と呼ばれるお茶の昨年の生産量において、鹿児島県が初めて静岡県を抜き、全国1位となっております。静岡県が前年より1,400トン少ない2万5,800トンに対し、鹿児島県は、前年より900トン多い2万7,000トンでありました。最近10年の鹿児島県の生産量がほぼ横ばいだったのに対して、静岡県の生産量は、生産者の高齢化などの影響で右肩下がりの傾向が続いておりました。鹿児島県が好調な理由に関しては、海外需要の高い抹茶の原料となる「てん茶」の生産量が堅調に推移していることや静岡県と比べて平坦な地形での茶畠が多く、大規模な乗用型機械の導入が進んでいることに加え、主にペットボトル飲料に使われる2番茶以降の需要が高く、高値で取引され、生産量の増加につながったとも言われております。こうした状況を静岡県は、静岡茶の危機ととらえ、新たな静岡茶の海外戦略として、拡大する輸出需要に対応する供給力の強化に取り組むものとしており、輸出額に占める静岡茶のシェアを現在の22パーセントから10年で35パーセントまで伸ばすためには、輸出向けに生産する茶園を800ヘクタール増やす必要があると試算しており、令和7年度には、静岡茶再生のための取組として、海外展示会への出展支援や静岡茶ブランド戦略の策定のほか、輸出用茶葉生産拡大のための

品種転換支援等を3本の柱とする静岡茶海外戦略展開支援事業が新設される予定となっております。茶商向けの海外展示会出展支援は、本年度の県補正事業として既にスタートしており、募集やヒアリングなどの調整を経て、3月内には届出が完了する「静岡茶の輸出拡大に向けた拠点化計画」を提出した茶工場やグループは、「輸出需要等に対応した生産構造転換整備支援事業」として簡易てん茶炉や乗用型茶園クリーナーなど機械導入への補助を受けることができるほか、同じく計画に含まれる茶生産農家には「品種転換等による輸出向け生産体制強化支援事業」として、改植に伴う未収益期間補償を含めた茶の改植のほか、てん茶生産用被覆資材購入について、県が国と同額の補助を行う予定と聞いております。これらの施策は、県内茶樹の多くを占める「ヤブキタ」から、有機茶やてん茶に適した「ツユヒカリ」などの品種茶への改植を推し進め、ボトルネックとなっているてん茶製造工場を確保するなど、輸出向け生産体制の強化を図ることを目的としております。また、拠点化計画を提出した茶工場等に対しては、こうしたハード支援のほか、輸出先国毎の農薬規制や改植計画、有機転換、改植に際しての収支計画など、県内外の専門家を講師として招いての勉強会の実施などソフト支援も行われる予定でございます。

森町においては、従来から高品質な茶の産地として緑茶由来の健康長寿の町を目指し、「急須でお茶を飲む町づくり」をキャッチフレーズとしてリーフ煎茶の消費拡大に取り組んでおりますが、このような緑茶の輸出に向けての動きが活発になる中においても、伝統的な慣行栽培のうま味のある煎茶を守っていきたい農家や茶工場もあれば、海外需要にのるため、有機転換やてん茶生産を検討している農家や茶工場もあるのが現状であります。生産品目や生産方式の転換は、初期投資を伴い、すぐに収益につながるものではありませんので、町としましては、森町の茶業振興施策を輸出に向けた転換を前提に進めるものではありませんが、残す

べきものは大切に残しながら、新たな需要にもしなやかに対応していくという不易流行という言葉もあるように、伝統ある煎茶も残しながら、新たな有機栽培やてん茶生産に取り組んでいく必要もあろうかと考えます。平成29・30年度には県内の選ばれた5产地とともに静岡茶トッププロモーション事業に取り組み、当時から海外需要における有機茶の可能性について、森町茶業振興協議会商業部の茶商組合も含め、情報を共有してまいりました。遠州中央農業協同組合の茶業部では、本年度の先進地視察研修において、有機茶の生産圃場やてん茶の工場訪問も実施しております。国内の茶生産が全体的に有機茶やてん茶にシフトした場合、需要や高い単価設定が今後どの程度続くかといった不透明な点もございますが、既に町内においては、自らのチャレンジとして設備投資を伴う生産方式の転換を検討している農家や茶工場もありますので、そのような取組に対して、町としては関係機関と連携し、補助事業の活用を踏まえ、積極的な支援を行ってまいりたいと考えます。

2点目の「茶業振興協議会ではどのような話が進んでいるか。」という御質問でございますが、本年度当初の茶業振興協議会の幹事会において、今後の森町の茶業振興の方向性について、問題提起をさせていただいております。これには、遠州森の茶の海外輸出を見据えた有機栽培や抹茶需要によるてん茶栽培への取組だけでなく、慣行栽培による遠州森の茶の格上げのためのブランディングやプロモーション、ニーズの確認、お菓子やペットボトル飲料など関連商品による若者を含めた新規顧客の確保、森町産茶葉の確保など様々な観点からJAや農家等の生産部や茶商組合による商業部から今後の方針や事業提案を求めているところでございます。こうした取組とあわせて、本年度の協議会の大きな取組として「台湾茶業博覧会2024」への出展並びに視察を実施いたしました。森町として輸出に関する取組が一部の茶商に限定している状況から、「遠州森の茶」の輸出による持続性の検討に移行するき

つかけとするため、まずは、関係者で海外のニーズを肌で感じる取組をやらなくてはならないと判断し、県が実施する「Chao I 事業」を活用して、使用農薬の規制が緩やかで親日的な台湾のイベントへ初出展したものでございます。出展に関しては茶商組合の中でも輸出への意向の強い4事業所と茶農協等で編成したコンソーシアムにJAの茶担当職員も参加し、博覧会開催前日の11月14日から閉幕の翌日までの5泊7日で参加いたしました。出展期間中は、4事業者が独自の商品サンプルや英語や中国語のパンフレットなどで博覧会を訪れた消費者やバイヤーへ呈茶を行いながら、PRするとともに、B to Bなどの商談も行われました。参加者からは「来場者の年齢層が若く、茶に関する興味が高いことが実感した。」「てん茶や有機茶のニーズの高さを実感した。」といった報告を受けております。また、期間中には、私も参加し、茶業振興協議会事務局や生産部、商業部の代表と共に視察を行いました。博覧会会場のほか、日本と台湾の茶産業の発展に寄与した森町の偉人「藤江勝太郎」が初代場長を勤めた台湾総督府付属製茶試験場の視察や台湾茶業関係者との交流も行い、非常に意義深いものとなりました。茶業振興協議会といたしましては、こうした新たな取組として海外輸出を見据えた取組を推進しつつ、これまで振興してきた「遠州森の茶」の生き残りに向けて、行政、生産部、商業部の様々な意見を聞き、議論しながら、今後の森町の茶業振興を推進してまいりたいと存じます。

三つ目の「海外輸出に向けた体制確立に向けて行っている内容は。」についてでございますが、現時点での森町における輸出への取組は、一部の事業者に限定されており、生産されている荒茶に関しては、ほとんどが国内消費向けとなっているのが現状であります。このような状況でありますので、現状はまだスタートラインだと考えております。先ほども御説明いたしましたが、現段階は、国や県による輸出にシフトするための支援の動きが高まっている状況を生産者や商業者へ情報共有させていただきながら、具

体的に有機転換やてん茶生産へチャレンジする意欲ある農家や茶工場、商業者に対して主に国や県の補助事業活用という面で丁寧な支援をさせていただき、先進的なモデルケースの誕生をお手伝いすることがスタートであると考えております。また、静岡県中遠農林事務所では、本年度から「中遠地域有機茶研究会」を立ち上げ、有機栽培への転換や有機栽培の規模拡大に取り組もうとする生産農家を募り、先行事例の紹介や管内の有機茶園場の視察などを行っており、森町内からも2工場の代表者が研究会に参加し、うち1工場は、補助事業活用の要件である「静岡茶の輸出拡大に向けた拠点化計画」について、提出の準備を進めている状況でございます。さらに、町の取組といたしましては、本年4月から10月まで開催される「大阪関西万博・EXPO2025」において、1日間ではございますが、静岡県ブースにおいて、県内各市町の特産品をPRする機会を得ております。森町では、県内有名シェフのレシピによるとうもろこしを使った新たなジェラートやパウンドケーキの試食提供のほか、町内の和菓子とあわせた遠州森の茶の呈茶サービスを実施する予定でございます。国内へのPRはもちろんのこと、多くの外国人が訪れる万博の会場において、呈茶サービスを行うことにより、国外への「遠州森の茶」のPRへつながるものと期待しております。さらには、現在検討を進めています旧児童館跡地への拠点施設整備の機能検討において、森町のお茶をリブランディングし、来場者に提供する喫茶機能を検討しております。現在検討中のお茶を中心とした機能については、インバウンド需要を見越したお茶の提供サービスを検討しており、従来の深蒸し煎茶に限らず、抹茶や烏龍茶、和紅茶等様々なお茶を「森町のお茶」として提供し、将来的には、森町のお茶の海外輸出につながる取組となるよう検討しているところでございます。お茶の海外輸出に向けての体制確立については、茶業振興協議会での取組を中心に、関係団体が連携しながら、様々な機会やチャンネル、補助事業等を活用し、既存の「遠州森の茶」の振興事業と

あわせ、生産者や商業者の輸出に向けた機運向上や事業推進につながる取組を検討してまいりたいと存じます。以上、申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長 (吉筋恵治君) 5番、川岸和花子君。

5番議員 (川岸和花子君) 5番、川岸です。

今、町長に御答弁いただきました。

今のお茶の現状ですけれども、この高い海外事業というのはしばらく続くと予測されております。しかし実際にはこの日本どこでもですけれども、お茶を生産するという農家は高齢化、また労働者不足、そして資材、肥料などの高騰ということで、さらに茶価が以前よりも下がっているということで、やっぱ1番茶が一番高いのですけれども、森町では1番茶もちょっと遅くなってしまって、一番高い値段ではないということで、2番茶以降はずっと値が下がってしまうという現状を聴いてまいりました。平均単価が高い頃の4分の1になっているということで、やはり生産維持が非常に難しくなっているという現状がございます。茶商さんにおいては、この森町のお茶も減っておりますので、九州から買っているということも伺っております。先ほど飲料メーカー等にペットボトル用として出すのは安いお茶になってしまうということも聴きました。今日の質問ですけれども、森町の歴史あるこの茶業について、私も外部から来て、その認識も浅い中で、御質問をさせていただくわけですけれども、私も農家で育てていただきました。農業による苦労というものは本当に身近に見てまいりました。農作物は自然によって育ちますけれども、大切に育てましても、害虫であるとか、また病気によってやられる気候が低すぎる、高すぎる、また霜が降りてやられた等の本当に大変でございます。簡単に有機農業に転換してはと言っても、言葉で言うほど簡単でないことは承知しておりますが、そのうえで、やはり今大切なのは、廃業しか目の前がないと思っている茶業さんに対して、希望を持つようなことをしていくことが大切だと思います。もしかし

たら新たな道があるかもしれない、ちょっと大変だけれども、てん茶にすれば少量でも高く売れる、普通の煎茶にするよりも粉にした方が高く売れる、少量で高価になるということを先ほども説明がありましたけれども、煎茶に対しててん茶は 1.7 倍の値段で売ることができるということで、そういう高い収入の得られるお茶になっていけば、雇用もできて森の茶園に人が入っていくというような風景が増えていくということだと思います。森の茶の形が変わるとしても、生産が伸びたり、海外に高い値で売ることができるとすれば、生産農家が増えたり、また将来の理想像を掲げた時に、今やることが見えてくると思います。いきなり全体に、先ほどもおっしゃっていましたけど、県でも、自主的な努力を促進するのに、そこに援助するというスタンスではありますが、先ほど伺ったら、自ら行っているこうとしている業者さんがあるということで、非常に希望が持てるところですけれども、有機栽培となると除草であるとか、害虫であるとか非常に大変ではありますけれども、もう既にこの森町内で輸出に関わっている企業が後お茶の輸出に関わっている企業があるということですから、それに取り掛からない理由がないと思います。自ら行っているこうとしている業者さんに所積極的に支援していこうと、また県の中農林事務所もそういう方向でやっていこうとしているわけですが、全部ではなくて、部分的にここは森町として、ここは試験的にこの地域は有機栽培、また、てん茶向けに今いろいろそういう方向には行っているけれども、まず森町が試験的に行っていこうというような部分的なところを作ってはいかがでしょうか。

議 長

産業課長

( 吉筋 恵治 君 ) 産業課長。

( 栗田 俊助 君 ) 川岸議員の御質問にお答えをさせてもらいます。

今おっしゃっているとおり、森の中にも茶商さんの中には輸出を行っている茶商さんもおられます。そういった中で、まずは茶業振興協議会の幹事会の中でも話は出ているわけですが、まずは

森町の中で生産者さんがまず有機栽培に対して理解をしていただいた中で、ある程度森の中でまずはやる場所を探して進めていかないといけないのではないかというようなお話が茶業振興協議会の幹事会の中でも話は出ています。ですが、有機栽培を行うのをこの地区、この場所でという選定がなかなか難しくて、農薬がほかからかかってこない場所、言ってみれば、場所が山で囲まれていて、ほかからはそういった農薬がかかってこないような場所を探すとかというところからまずは始めていかないといけないというようなところで話は進んでいます。JAの茶業青年部も先ほど答弁の中にありましたけども、今後若い人が茶業をしていくであれば、そういった有機に対してのことも進めていかないといけないということで、視察研修も行っていただくようになっておりますので、まずは、先ほど答弁の中にもありましたけども、中遠の有機茶の研究会も立ち上がりまして、その中に森町から二人が参加しております。また遠州中央農協の有機研究会というのも、JAの中にありますので、過去、森町からもそういったところに入って勉強していただいた人も今おりますので、そういった生産者が今までそういったところの知識を得た中で、実際にどうなの、やっていけるのかどうか、どういったことをやっていけば有機に近づいていくのかというところを生産者の中でも話をいただきながら、ある程度囲まれたところからは始めていきたいというようなところの話が今出ている状況でございます。また、茶商さんからすると、そういった場所があれば海外から森町に見に来てくれた時に、森町のこういう場所で有機栽培を行っているというようなところを、海外の人にも示せるので、最初はそういったモデルケースを作っていく中で、今後進めていくのがいいのではないかというようなところで、今話をしている段階、スタートラインに立っているというような段階ですので、今後、生産者、商業者、そういった中でまた話をしながらそういったところを詰めて、また関係機関もいろいろな情報提供をいただいております

ので、相談等しながら、進めていければいいかなというところで考えております。以上です。

議長 (吉筋恵治君) 5番、川岸和花子君。

5番議員 (川岸和花子君) よく分かりました。

方向としては、今から研究していくというために、少しずつそういう話も出ていきながら、検討していっているということだと思います。

残留農薬の基準というものが輸出に関しては非常に影響するところで、台湾はまだ基準が緩やかということころで、そこに目をつけたのもすごく良いことだと思うのですけれども、先ほど不易流行の話がございましたが、森町のお茶に対してもブランディングとして上げていくということで、そうやって海外の人が来られて、ここが森町のお茶だと紹介できるような、今イメージができたことはすごくいいことだなと思います。この森町のお茶に対するブランディングですけれども、県としても、中山間地の小規模な茶園というか、そういうところは産地の強みであるとか地域性を生かしたブランド、高品質というところを求めて大切にそこも残していきたいと言っておりますので、そういう面での質問させていただきますが、去年6月に増田議員が茶農家に対する町独自の補助等を考えているかというような御質問をされました。その中で、森のお茶というものは定義があるのかという質問に対して町としては特に定義はないという御答弁だったのですけれども、例えば菊川は地理的表示の保護制度の認定登録であるとか、菊川のお茶というもの、農林水産省が出している登録を取っておられます。そういう地域団体表彰とかになるとちょっとハードルが高いかなと思いますが、町としてそういう森町の茶をブランド化するというような戦略というか、方法を考えておられないでしょうか。

議長 (吉筋恵治君) 産業課長。

産業課長 (栗田俊助君) 産業課長です。

川岸議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

掛川市であったり、菊川市であったり、いろいろな基準を設けながらお茶を守っていかなければならない、茶業を守っていかなければならぬというようなことは聴いております。前回の話の中で増田議員の一般質問もございましたけども、一応茶業振興協議会といたしましては、国産であって当該産地の原料の使用量が70パーセント以上というのが遠州森の茶というところで今、産地の銘柄ということでございます。銘柄の対象地域につきましては、森町並びに森町に隣接するところというところで、浜松市旧春野町であるとか、天竜市、それから磐田市、袋井市北部とか掛川の西部というようなところで生産されたお茶で森町の茶工場で処理をしたものが森町のお茶というところで今定義づけをしているところであります。そういったところもありますので、そういった観点から、また産地表示の規定等もございますが、森町としては、先ほども言いましたけども、今後どういった支援をしていくかというところも含めまして、茶業振興協議会にも、いろいろな提案を今投げてございますので、そういった中でいろいろ検討していくながら、今後、内容について、また詰めていきたいなというところで考えております。以上です。

議長（吉筋恵治君）5番、川岸和花子君。

5番議員（川岸和花子君）分かりました。森の茶もそうですけれども、これから進めようとしている輸出のためのお茶、またその有機栽培という転換は非常にエネルギーのいることだとは思いますが、今、国県もおそらくこれからもっとそちらに移行するような補助金というのが出てくると思いますので、そういうものにも敏感に対応しながらやっていただきたいと思いますが、今、県でリブランディングプロジェクトとして、世界に向けて静岡茶として統一ブランドをしていこうという動きがあって、森町では、長田製茶さんであるとか掛川の丸山製茶さんであるとか、若手経営者が参加されて、そういう静岡統一茶ブランドというものを構築し

ていこうとしている動きがあるのですが、森町としてはそこに乘っていくというような話はあるのでしょうか。

議長

産業課長

( 吉筋 恵治 君 ) 産業課長。

( 栗田 俊助 君 ) 川岸議員の御質問にお答えいたします。

そういったのに今の町としてどうかというところだと思いますけども、そういったこともあります、先ほど答弁の中にもありましたけれども、まずは今後、有機茶に転換をしていくと、まずはヤブキタからほかの木に転換をしていかないと、なかなか有機をしていくには大変というところもございます。また、先ほど川岸議員がおっしゃいました抹茶にしていったら、需要が高いというところでございますので、抹茶にするには被覆をしていかないといけないということもありますので、被覆をするにあたって、どういった茶の木が被覆に耐えられるかと、ある程度日が差さない形になりますので、そういった形で栄養がどれだけいくものが良い茶の木なのかというところもいろいろ検討することも大事だと思います。そういった中で、県で今進めている事業の中でも、そういった茶に関しての転換を含めた未収益期間の補償であるとか、そういったことも今考えられておりますので、そういった面をある程度農家の皆様方にこういった補助事業がありますというようなところを周知しながら、転換していくにはこういった茶の木がいいのではないかというようなところを含めた中で、生産者に話をしながら、県の人を呼んで話をしてもらうとか、関係機関と協力しながら支援をしていければいいかなというところで考えております。以上です。

議長

( 吉筋 恵治 君 ) お諮りします。

本日の一般質問はこれまでに留め、延会することとし、3月26日午前9時30分、本会議を開き、引き続き一般質問を行い、付託議案に対する委員長報告、討論、採決等を行います。

御異議ありませんか。

( 「異議なし」という者多数 )

議 長 | ( 吉 筋 恵 治 君 ) 異 議 な し と 認 め ま す。  
| し た が っ て 、 本 日 は こ れ で 延 会 す る こ と に 決 定 し ま し た 。  
| 本 日 は こ れ で 延 会 し ま す 。

( 午 後 5 時 33 分 延 会 )